

伊根町地域防災計画（原子力災害対策計画編）

伊根町原子力災害 住民避難計画

令和 8 年 3 月改訂

伊 根 町

目次

1	計画の基本的事項	1
1-1	本計画の目的	1
1-2	本計画の位置付け	1
1-3	本計画の性格	1
2	避難に当たっての基本的な考え方	2
2-1	避難に当たっての基本的な考え方	2
2-2	避難計画の運用上の確認	2
2-3	屋内退避・避難等に関する指標	3
3	計画の対象範囲	6
3-1	避難計画の対象とする地域	6
3-2	避難等の対応方針	7
4	避難に関する情報伝達	9
4-1	伝達先	9
4-2	伝達及び手段	10
4-3	伝達内容	11
5	避難誘導及び住民の輸送	14
5-1	緊急集合場所・避難先等	14
5-2	避難先（避難所）の名称、連絡先等	15
5-3	ヘリポートの名称、所在地等	16
5-4	輸送計画	16
5-5	避難（輸送）経路	17
5-6	保育所、学校施設からの輸送	24
5-7	避難の誘導・確認	24
5-8	町外への避難方法、避難先	25
6	災害時要配慮者に対する避難支援等	26
6-1	在宅要配慮者の避難	26
6-2	在宅要配慮者の状況	26
6-3	外国人に対する避難支援	27
6-4	災害時要配慮者施設の避難体制	27
7	避難計画上の保育施設、学校施設	29
7-1	保育施設の避難先	29
7-2	教育施設の避難先	29
7-3	学校等関係者の対応	30
7-4	放課後児童クラブ時の避難行動	30

8	医療体制の確保	31
8-1	初期被ばく医療	31
8-2	救護所の開設	31
8-3	スクリーニングの実施	32
9	住民避難誘導体制	33
9-1	住民避難誘導体制	33
9-2	避難誘導の際の確認事項	33
10	住民行動	37
10-1	避難対象地域の住民の避難フロー	37
10-2	避難対象地域外の住民避難	38
10-3	安定ヨウ素剤の服用	38
11	資料編	39
11-1	コンクリート屋内退避候補公共施設	39
11-2	関係機関連絡先一覧	40
11-3	町内の宿泊施設一覧	41
11-4	避難時の輸送車両一覧	42
11-5	町内の医療診療施設一覧	42
11-6	町内の高齢者施設	42
11-7	町内の障がい者施設	42
11-8	避難確認（未確認）リスト	43
11-9	災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋	44
11-10	放射能の基礎知識	46
11-11	用語等の定義・説明	50

1 計画の基本的事項

1-1 本計画の目的

1-2 本計画の位置付け

1-3 本計画の性格

(参考) 本計画における用語等の定義・説明

1-1 本計画の目的

平成 23 年 3 月に東日本大震災をきっかけに発生した東京電力福島第一原子力発電所における事故を受けて、平成 23 年 11 月に国の原子力安全委員会（当時）において、原子力災害対策の対象区域として、「予防的防護措置を準備する区域（P A Z）」、「緊急防護措置を準備する区域（U P Z）」が設定された。

また、平成 24 年 9 月に発足した原子力規制委員会において、原子力災害が発生した場合の対応策として「原子力災害対策指針」が定められ、対象となる自治体では、緊急時等の対策が必要とされた。

伊根町（以下「本町」という。）は、町域の東部が高浜発電所から 30km 圏内にあり、U P Z の圏域に含まれることとなったため、原子力災害対策及び原子力災害発生時の住民避難計画を定めることが必要となった。

伊根町原子力災害住民避難計画（以下「本計画」という。）は、高浜発電所において緊急事態が発生した場合の住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。

1-2 本計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、本町の原子力災害対策の基本となる「伊根町地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の一部を構成するものである。（※資料編 11-9 に条文掲載）

なお、本計画は、伊根町地域防災計画（原子力災害対策計画編）と連動し、国の原子力災害対策指針、指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとする。

1-3 本計画の性格

原子力災害発生時の緊急事態における防護対策は、事前準備段階、初期対応段階、中期対応段階、復旧段階に分けることができる。

各段階の主な取組として、事前準備段階では緊急時を想定した計画の検討、初期対応段階では極めて短期間のうちに原子力災害の影響を可能な限り最小限に抑えるための迅速な対応である。中期対応段階では初期の防護措置の変更や解除、長期防護措置の検討を行うこと、復旧段階では被災地域の長期的な復旧計画の策定、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行うことである。

特に初期対応段階においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、住民等への影響発生を回避するため、原子力施設から一定の範囲の地域において避難等の予防的防護措置を講じなければならない。

この初期対応段階における予防的防護措置を混乱なく円滑に実行するため、本計画は、高浜発電所での事故の連絡を受けた直後から避難完了までの対応を定めるものである。

2 避難に当たっての基本的な考え方

2-1 避難に当たっての基本的な考え方

2-2 避難計画の運用上の確認

2-3 屋内退避・避難等に関する指標

2-1 避難に当たっての基本的な考え方

- ①高浜発電所から半径 30 km圏内の全住民を重複なく、いずれかの施設にそれぞれ収容できるように避難所等を指定する。
- ②避難するいずれの住民も、高浜発電所から遠ざかる方向に移動するように配慮する。
- ③住民に対する避難先での行政サービスの提供を考慮し、町内施設等への避難を基本とする。
- ④実際の運用に当たっては、原子力発電所における事故等の状況に応じ、国が示す判断基準に基づき、国及び京都府が行う緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果により、本計画を柔軟に応用して対応する。

2-2 避難計画の運用上の確認

原子力発電所の事故等の情報を早急かつ正確に収集し、国、関西電力㈱、京都府等とそれぞれ協議の上、必要に応じて以下の避難体制等の段階的な実施により、住民に混乱が生じないよう配慮する。

なお、避難計画の運用方法については、別途「避難計画運用マニュアル」を作成する。

段階	避難体制等	実施主体
A	①原子力発電所での事故の連絡があれば、緊急時モニタリングを実施。	京都府・本町 (総務課 ・住民生活課)
	②一定レベル（防護対策指標）を超えるおそれがあるときは、屋内退避を指示。	町対策本部
B	①放射性物質の放出後、汚染範囲の特定を行い、O I L 1 超 (500 μ Sv/h) の場合には、1 日以内に避難を実施する。 ②①と同じく、汚染範囲の特定を行い、O I L 2 超 (20 μ Sv/h) の場合には、一時移転を実施する。	町対策本部
C	その後、事故の状況により、概ね 30 km圏域の住民避難体制をとる。	町対策本部

2-3 屋内退避・避難等に関する指標

P A Z及びU P Zに居住する住民（観光客等の一時滞在者を含む。）の防護措置は、原子力発電所（以下「発電所」という。）の状況に応じて区分する緊急時活動レベル（E A L）①警戒事態（A L）、②施設敷地緊急事態（S E）、③全面緊急事態（G E）の3区分と放射性物質放出後における防護措置の実施基準「O I L」に基づく国の指示等に従い実施する。

U P Zに居住する住民（以下「U P Z住民」という。）については、「全面緊急事態」に至った段階で、まずは自宅等の建物内で防護措置（屋内退避）を行い、さらに発電所の事態が進展し、発電所敷地外に放射性物質等が放出された場合には、緊急時モニタリング結果に基づく国からの避難又は一時移転指示に従い、京都府は、当該指示区域の市町とともに、当該区域の住民の避難又は一時移転を実施する。また、U P Zでの一時滞在者については、「警戒事態」の段階で帰宅等と呼びかけるものとする。

避難又は一時移転は、緊急時モニタリングの結果、防護措置の実施基準であるO I L 1（ 500μ Sv/h 超過）の空間放射線量率が計測された区域については、国が数時間内を目途に避難対象区域を特定し避難を指示する。また、O I L 2（ 20μ Sv/h 超過）の空間放射線量率が計測された区域については、国が1日内を目途に一時移転対象区域を特定し1週間程度内の一時移転を指示する。

なお、緊急時モニタリングの結果（空間放射線量率）に応じた防護措置は、O I L 1、O I L 2、O I L 4、O I L 6及び飲食物に係るスクリーニング基準の5区分（表1「O I Lと防護措置について」）により対応する。

※避難時等の安定ヨウ素剤の服用については、10-3に記載する。

表1 O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時的屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

【対応手順】

- ① 原子力事業者から、国、京都府、本町等へ異常事態の発生報告
 - ② 緊急時モニタリングの実施
 - ③ 国から京都府に対する避難等の指示
 - ④ 京都府から本町に対する避難等の指示
 - ⑤ 町原子力災害対策本部は、住民等の避難等を迅速、的確に実施
- ※②～④は、オフサイトセンターにおいて、一連の対応がなされるもの。

3 計画の対象範囲

3-1 避難計画の対象地域

3-2 避難等の対応方針

(参考 1) 原子力発電所防災対策の第二次避難対象地域

(参考 2) 高浜発電所と伊根町の位置

3-1 避難計画の対象とする地域

本町は、町域の一部（東部）が高浜原子力発電所から半径 30 km内にあり、「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」（実用発電用原子炉に係る原子炉施設から半径 30 kmの範囲）に含まれている。

このことから、高浜原子力発電所で発生した事故等有事の際には、国、京都府、事業者（関西電力㈱）等との協議により、災害対策基本法に基づき、町長は必要に応じて、次の区域を対象に避難指示を発令する。

表 2 避難計画の対象とする地域

項目	高浜発電所の緊急防護措置を準備する区域
集落数	19 自治区
人 口	1,270 人
世帯数	600 世帯
避難対象地域（自治区）	日出（ひで）泊（とまり） 高梨（たかなし）津母（つも） 西平田（にしひらた）峠（とうげ） 東平田（ひがしひらた）畑谷（はただに） 大浦（おおうら）井室（いむろ） 立石（たていし）六万部（ろくまんぶ） 耳鼻（にび）野室（のむろ） 亀山（かめやま）湯之山（ゆのやま） 大原（おおはら）成（なる） 新井（にい）
原子力発電所から 30 km圏町域面積	16.95k m ²

（人口、世帯数は伊根町住民基本台帳情報（令和 8 年 1 月 1 日現在））

3-2 避難等の対応方針

住民避難の実施に際しては、「2-2 避難計画の運用上の確認」のとおり、原子力発電所の事故の規模等に応じて、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、国や京都府、関西電力㈱などと協議し、時間的な進展を考慮し、屋内退避、避難の対象となる区域を定める。概ねの対応方針は「表1 OILと防護措置について」のとおりとする。

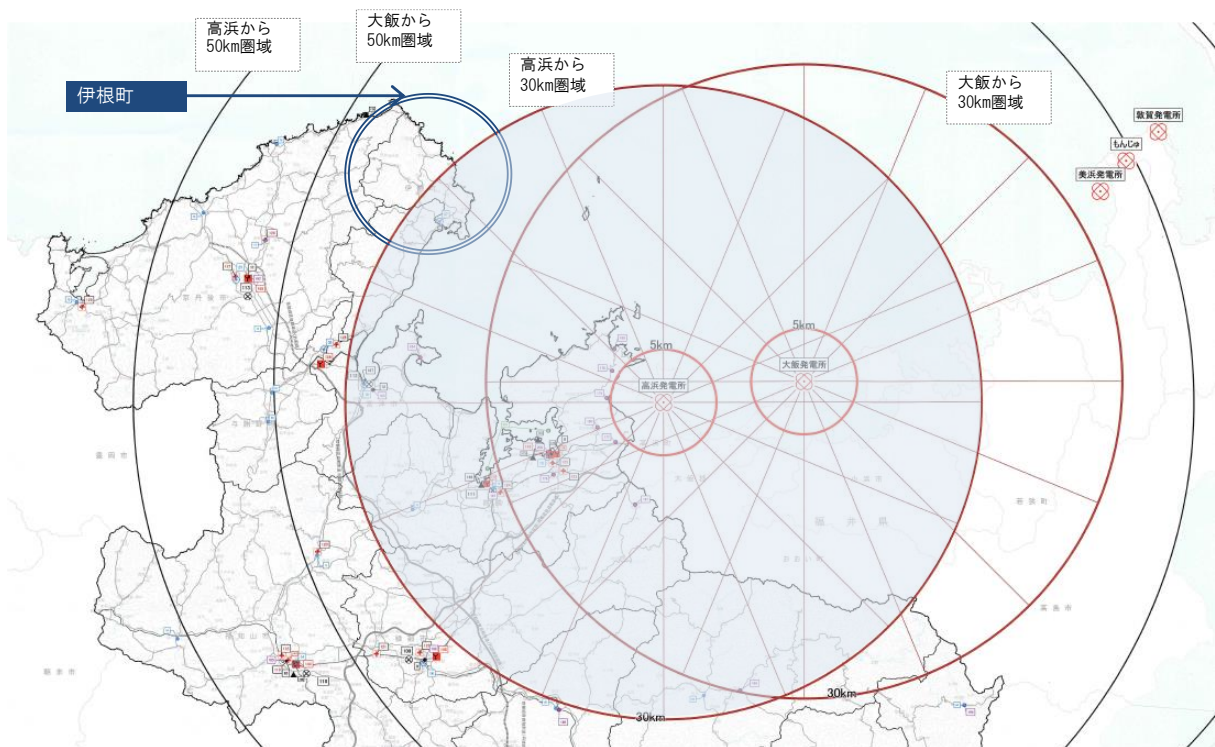
また、本町は、原子力緊急事態において設置される京都府原子力災害警戒本部又は京都府原子力災害対策本部に職員をそれぞれ配置し、情報の把握と関係機関との緊密な連携を図る。本町はあらかじめ本部並びにオフサイトセンターに配置する担当職員を指名しておくものとする。

(別表1) 原子力発電所防災対策の第二次避難対象地域

番号	避難対象地域（自治区）	世帯数	人口	うち、要配慮者	
				世帯数	人口
1	日出（ひで）	54	121		
2	高梨（たかなし）	40	94		
3	西平田（にしひらた）	39	87		
4	東平田（ひがしひらた）	61	136		
5	大浦（おおうら）	17	28		
6	立石（たていし）	64	156		
7	耳鼻（にび）	30	70		
8	亀山（かめやま）	35	83		
9	大原（おおはら）	42	90		
10	新井（にい）	46	91		
11	泊（とまり）	46	88		
12	津母（つも）	22	47		
13	峠（とうげ）	16	28		
14	畑谷（はただに）	3	3		
15	井室（いむろ）	20	32		
16	六万部（ろくまんぶ）	40	52		
17	野室（のむろ）	13	36		
18	湯之山（ゆのやま）	8	22		
19	成（なる）	4	6		
合計（UPZ内）		600	1,270		

（人口、世帯数は伊根町住民基本台帳情報（令和8年1月1日現在））

(別表 2) 高浜発電所及び大飯発電所と本町の位置



※朱線の円は、高浜、大飯各発電所から 30 km圏域を示す。

4 避難に関する情報伝達

4-1 伝達先

4-2 伝達及び手段

4-3 伝達内容

4-1 伝達先

UPZ内（高浜発電所から30km圏内）の自治区（19自治区）の連絡先は、下表のとおり。

なお、UPZに入らない（高浜発電所から30km圏外）自治区には、町行政情報配信システム「いねばん」を使用した放送で現状等を伝達する。

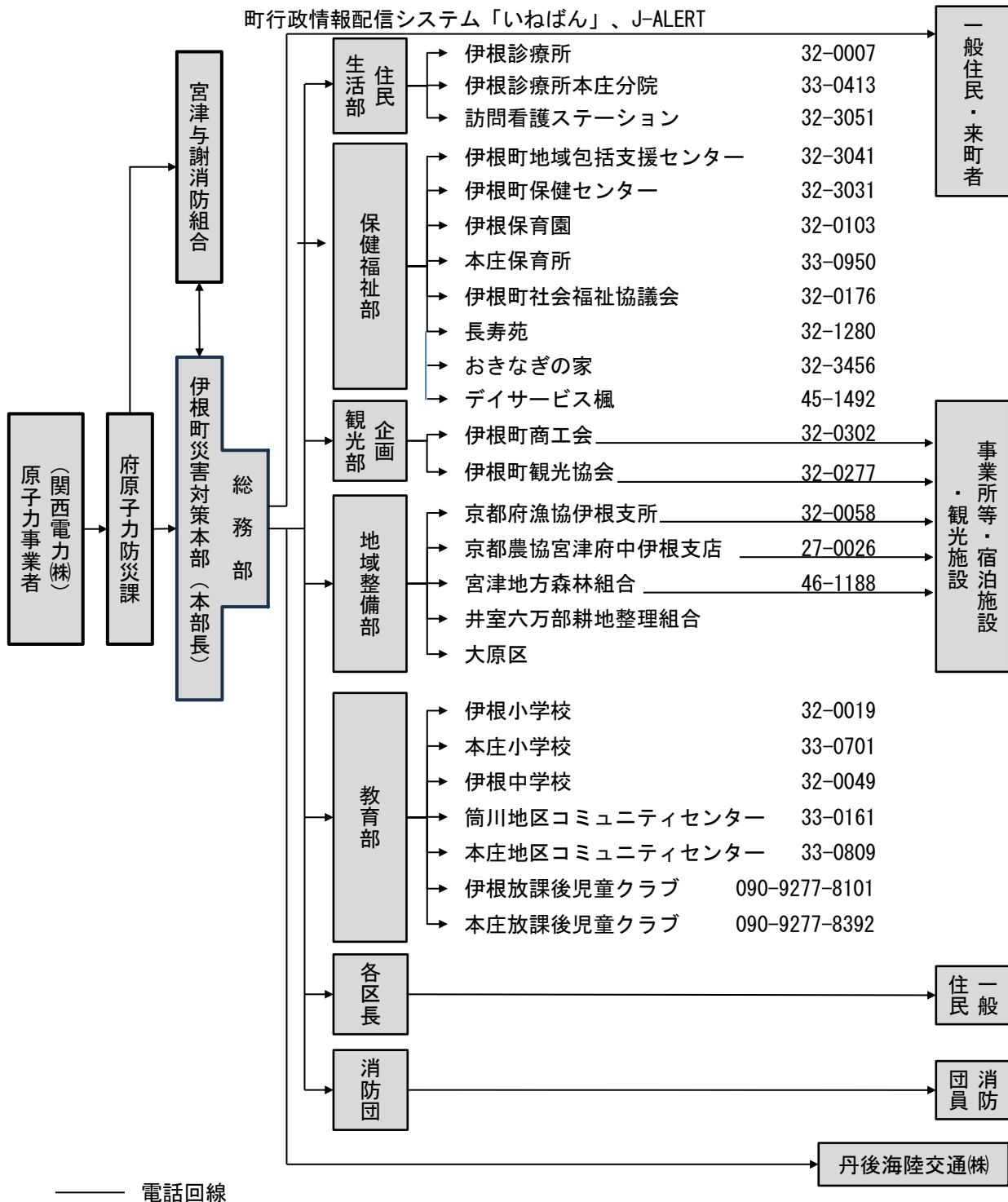
確認欄	番号	UPZ内の自治区	連絡先	電話番号	携帯電話番号
	1	日出（ひで）			
	2	高梨（たかなし）			
	3	西平田（にしひらた）			
	4	東平田（ひがしひらた）			
	5	大浦（おおうら）			
	6	立石（たていし）			
	7	耳鼻（にび）			
	8	亀山（かめやま）			
	9	大原（おおはら）			
	10	新井（にい）			
	11	泊（とまり）			
	12	津母（つも）			
	13	峠（とうげ）			
	14	畑谷（はただに）			
	15	井室（いむろ）			
	16	六万部（ろくまんぶ）			
	17	野室（のむろ）			
	18	湯之山（ゆのやま）			
	19	成（なる）			

※毎年度、あるいは役員交代時に、連絡先を確認すること。

（令和8年1月1日現在）

4-2 伝達及び手段

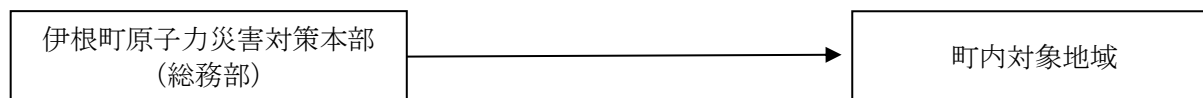
(1) 電話回線、行政情報配信システム「いねばん」による連絡系統図



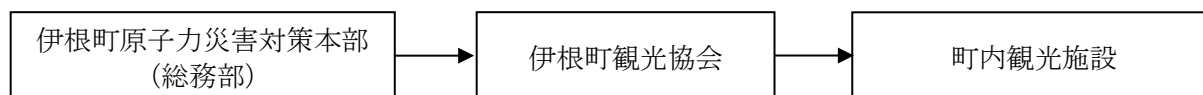
(2) その他の情報伝達手段

行政情報配信システム「いねばん」のほか、以下の方法により、対象地域の住民、事業所、来町者（観光客等）に対して速やかな帰宅又は避難を指示する。

◇広報車巡回



◇加入電話



4-3 伝達内容

警戒広報から屋内退避、避難までの行政情報配信システム「いねばん」による広報・伝達内容は、以下のとおりとする。

なお、広報車による現地巡回広報は、この例文に準じる。

(1) 警戒広報（ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと）

こちらは、伊根町役場です。

（本部設置後は、「伊根町原子力災害対策本部からお知らせします。」）

高浜原子力発電所で事故が発生しました。原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。

繰り返します。放射性物質は外部に漏れていません。

続いて、〇〇地区、△△地区の皆さんにお知らせします。

すぐに避難する必要はありません。ただし、今後の状況によっては屋内退避、あるいは避難を指示（命令）することがあります。

新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、自宅にとどまり、町からのお知らせ、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

この区域内の観光客の皆さん、事業所の従業員の皆さんは従業員の帰宅準備をお願いします。

〇〇、〇〇の近くにいる皆さんは、帰宅準備、宿泊先に戻る準備をお願いします。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

続いて、◇◇地区、◎◎地区の皆さんにお知らせします。

特別な対応は必要ありません。新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、町からのお知らせ、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上、繰り返し）

こちらは、伊根町役場でした。

（本部設置後は、「こちらは伊根町原子力災害対策本部でした。」）

(2) 屋内退避指示時（ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと）

伊根町原子力災害対策本部からお知らせします。

高浜原子力発電所で事故が発生しました。原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、万が一の場合に備えて、原子力災害対策本部では次の区域の皆さんに自宅などに退避していただくことを決定しました。

自宅などに退避していただく区域は、〇〇地区、××地区です。

（※もう一度、繰り返す）

対象区域の皆さまは、家の中に入り、窓やドアを閉めて、エアコンや換気を止めてください。外から帰ってきた人は顔や手を洗い、うがいをして下さい。

この区域内の観光客の皆さん、事業所の従業員の皆さんは、帰宅又は屋内退避して下さい。

〇〇、〇〇の近くにいる皆さんは、帰宅するか、宿泊先又は近くの公共施設に行ってください。

〇〇地区、××地区内の交通は規制されますので、警察官や本部派遣員などの誘導、指示に従って、区域外に退出してください。

今後も、およそ 15 分ごとに行政情報配信システム「いねばん」で状況をお知らせします。また、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

続いて、◇◇地区、◎◎地区の皆さんにお知らせします。

◇◇地区、◎◎地区の皆さんは、特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控えてください。

（※もう一度、繰り返す）

落ち着いて、行政情報配信システム「いねばん」、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、およそ 15 分ごとに行政情報配信システム「いねばん」で状況をお知らせします。また、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）

こちらは伊根町原子力災害対策本部でした。

(3) 避難指示時（ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと）

伊根町原子力災害対策本部からお知らせします。

高浜原子力発電所で事故が発生しました。原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、万が一の場合に備えて、原子力災害対策本部では、次の地域の皆さんに避難していただくことを決定しました。

（※もう一度、繰り返す）

避難していただく地区ごとの集合時間と集合場所をお知らせします。

〇〇地区の皆さんは、〇〇時〇〇分までに、〇〇集会場に集合してください。

××地区の皆さんは、〇〇時〇〇分までに、□□集会場に集合してください。

避難する際には、火の元を締めて、戸締まりをしてください。

持ち物は貴重品や着替えなど最小限にして、マスクや上着を着用して、歩いてお集まりください。

避難するときは、避難した目印として、自宅の玄関や門の見えるところに、白いタオルを掲示してください。

集合場所まで自家用車で避難する方は、近所の方を誘い、安全運転でゆっくり走ってください。

この地区内にいる観光客の皆さんは、緊急集合場所に移動して下さい。

続いて、◇◇地区、◎◎地区の皆さんにお知らせします。

（※もう一度、繰り返す）

皆さんは、避難の必要はありません。あわてず、落ち着いて、今後の情報に十分注意し、無用な外出は控えてください。

困ったことがありましたら、伊根町原子力災害対策本部へご連絡ください。

（以上繰り返し）

こちらは伊根町原子力災害対策本部でした。

5 避難誘導及び住民の輸送

- 5-1 緊急集合場所・避難先等
- 5-2 避難先（避難所）の名称、連絡先等
- 5-3 ヘリポートの名称、所在地等
- 5-4 輸送計画
- 5-5 避難（輸送）経路
- 5-6 保育所、学校施設からの輸送
- 5-7 避難の誘導・確認
- 5-8 町外への避難方法、避難先

5-1 緊急集合場所・避難先等

緊急集合場所から避難先（避難所）への住民輸送の手段は、町原子力災害対策本部が輸送車両（バス等）を準備する。

自治区	緊急集合場所	避難先		
		西部方面（京丹後市）	南部方面（精華町）	府外（兵庫県）
日出	筒川地区 コミュニティ センター	京丹後市	相楽郡 精華町	加古郡 稲美町
西平田				
東平田				
大浦				
立石				
津母	本庄小学校			
野室				
耳鼻	筒川地区 コミュニティ センター			加古郡 播磨町
亀山				
高梨				
大原	本庄小学校			
峠				
新井				
畑谷				
井室				
六万部				
泊				
湯之山	筒川地区 コミュニティ センター			
成				

5-2 避難先（避難所）の名称、連絡先等

UPZ（30 km）外の避難所は次のとおりである。

番号	分類	地区名	避難場所	収容 人数	避難所 管理責任者	電話番号
1	主	本庄広域	本庄地区コミュニティセンター	200	教育長	
2	主	筒川広域	筒川地区コミュニティセンター	91	教育長	
3	補助	本庄広域	本庄小学校	300	学校長	
4	補助	筒川広域	筒川上区集会所	100	区長	
5	第3	本庄上	旧本庄中学校	300	教育長	
6	第3	本庄宇治	本庄宇治集会所	70	区長	
7	第3	本庄宇治	来迎寺	200	来迎寺総代	
8	第3	本庄浜	本庄浜公民館・延命寺	130	区長 延命寺総代	
9	第3	長延	長延公民館	30	区長	
10	第3	蒲入	蒲入集会所	30	区長	
11	第3	越山	越山公民館	30	区長	
12	第3	滝根	滝根公民館	30	区長	
13	第3	菅野	菅野公民館	80	区長	
合計				1,591		
14	福祉	本庄上	伊根町国民健康保険本庄診療所		所長	

（令和8年1月末現在）

※「避難所」は、必要に応じて適宜見直しを行う。

※周辺の駐車場を含めて駐車台数を確認しておくこと。

5-3 ヘリポートの名称、所在地等

ヘリポートの名称、所在地等は次のとおりである。

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	電話番号	UPZ (30 km) 内の有無
1	伊根中学校グラウンド	平田	9,917	32-0049	内
2	伊根小学校グラウンド	平田	7,000	32-0019	内
3	旧朝妻小学校グラウンド	大原	6,357	33-0718	内
4	旧本庄中学校グラウンド	本庄上	9,000	33-0718	外
5	本庄小学校グラウンド	本庄浜	5,980	33-0701	外
6	桜が丘運動公園グラウンド	本坂	11,375	33-0809	外
7	伊根漁港大西漁具干場	日出	2,325	32-1000	内
8	大原避難地	大原		32-0498	内

(令和8年1月末現在)

※ 「ヘリポート」は、必要に応じて適宜見直しを行う。

5-4 輸送計画

避難の輸送は、多数の車両（バス、自家用車等）が避難地域等に集中することが想定されるため、避難の優先順位、道路状況、避難輸送車両の運転手の手配、ピストン輸送の実施等を勘案し、事前に京都府及び宮津警察署と協議の上、実施するものとする。

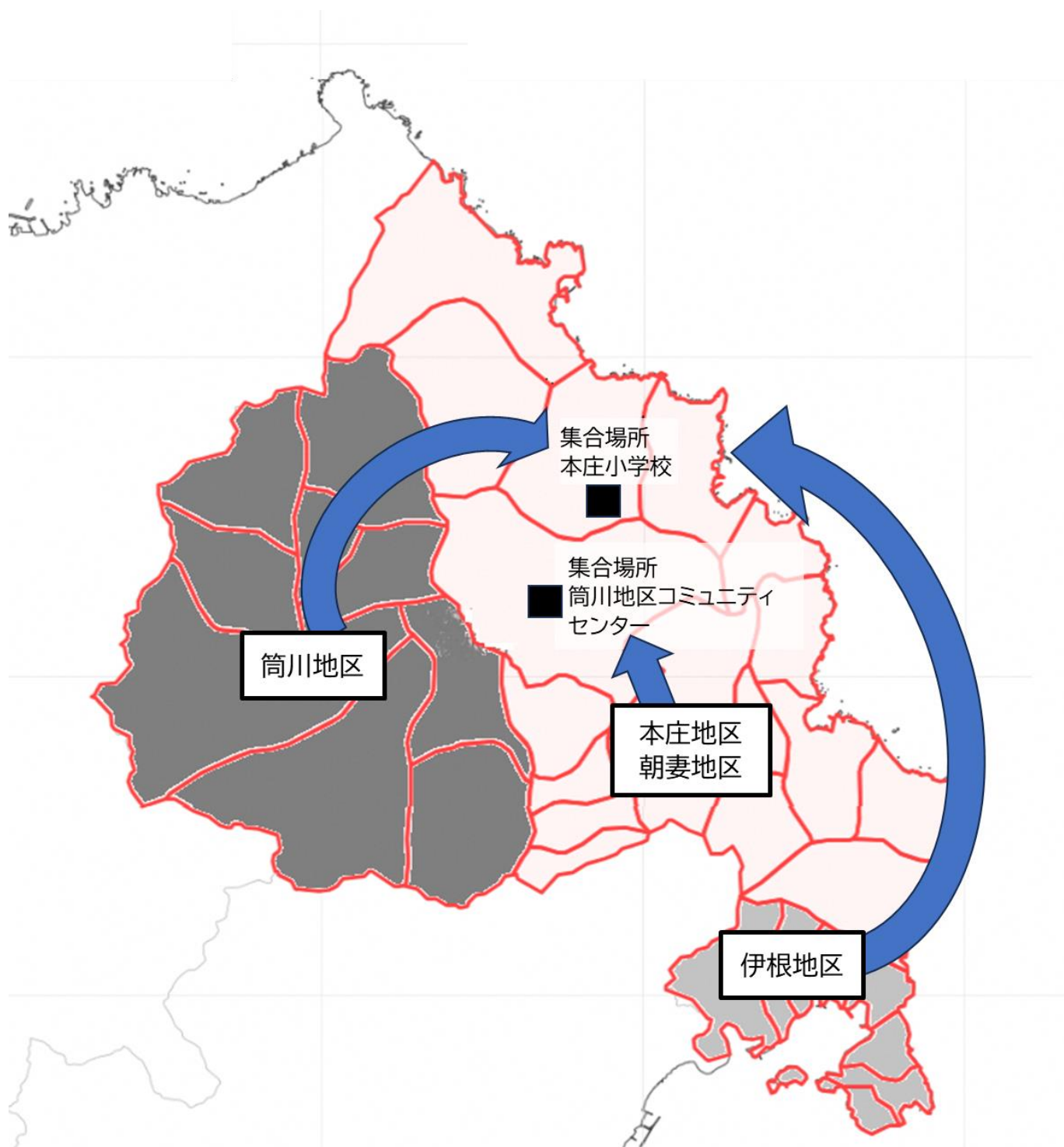
5-5 避難（輸送）経路

UPZ（30 km）内の自治区（19 自治区）から、UPZ外の避難先（避難所）への避難（輸送）経路は、次のとおりである。

なお、被災状況により、西方の京丹後市方面又は南方の精華町方面に避難（輸送）することを想定する。

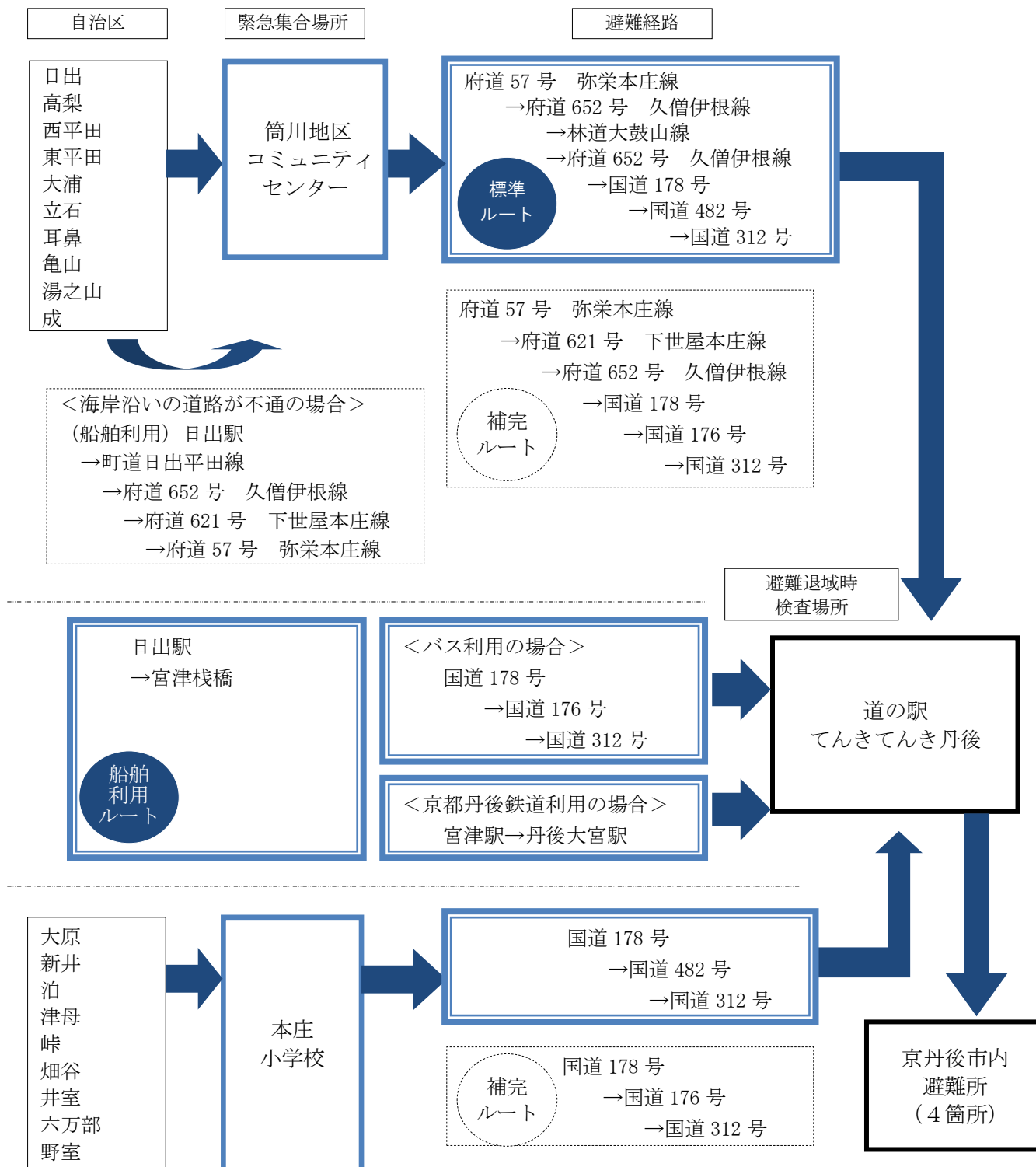
町内の地区ごとの集合場所

- 本庄小学校
- 筒川地区コミュニティセンター



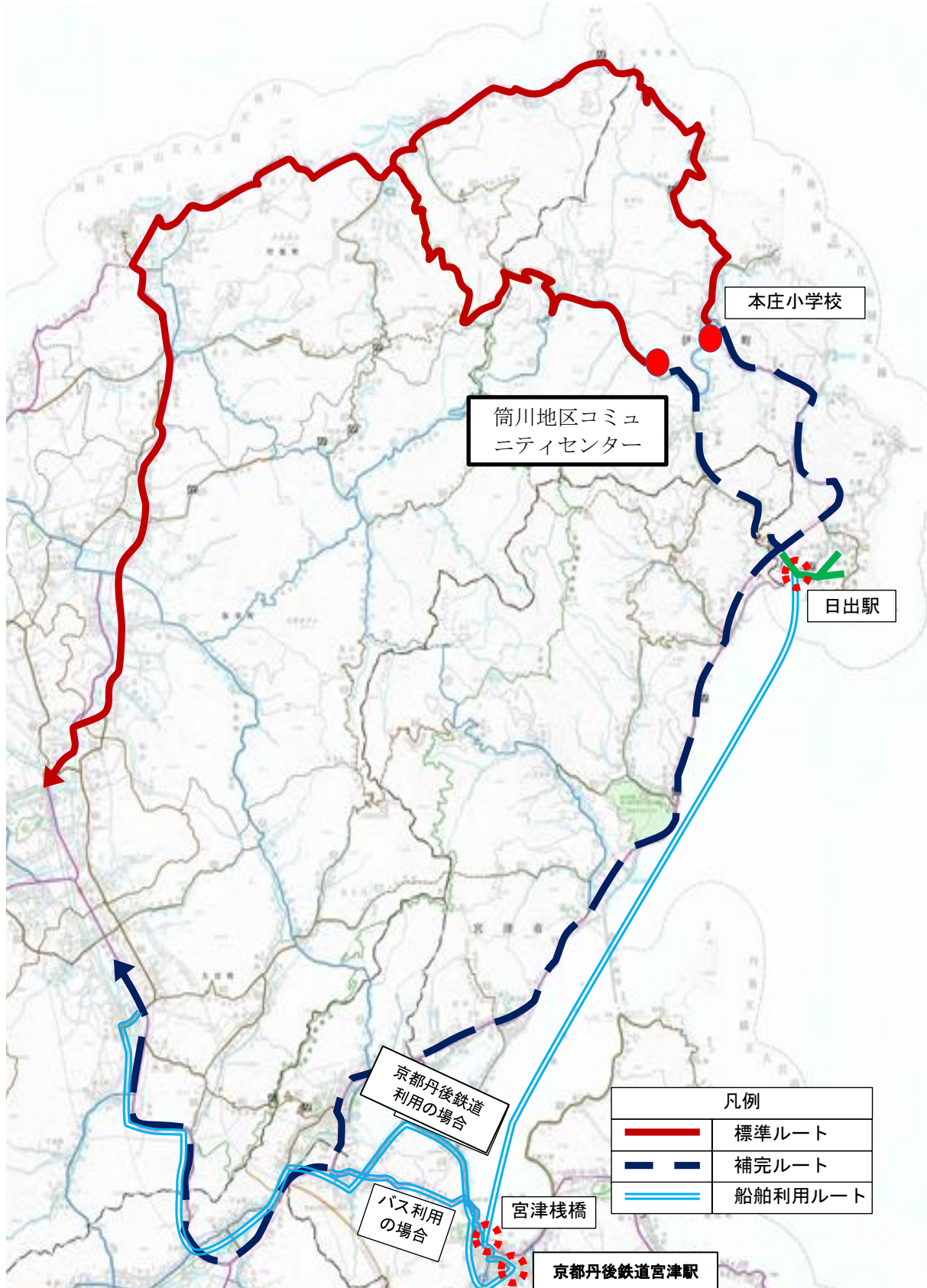
(1) 京丹後市方面（西方）への避難（輸送）経路

京丹後市方面への避難（輸送）経路は、被災状況に応じて最善の経路を選択する。



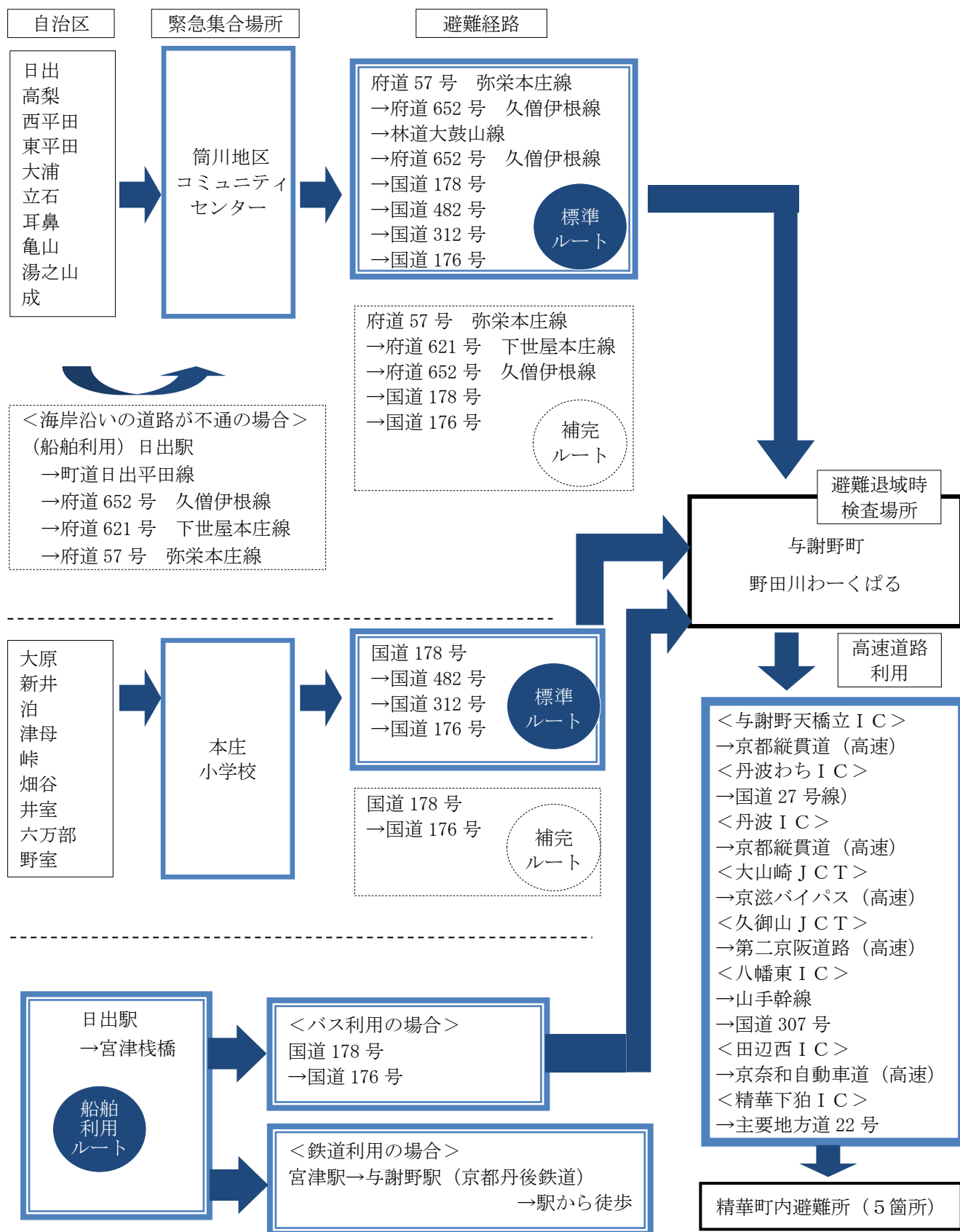
※補完ルートは、何らかの事象によって標準ルートが通行不可能な場合の代替ルート

京丹後市方面（西方）への避難（輸送）経路図



(2) 精華町方面（南方）への避難（輸送）経路

精華町方面への避難（輸送）経路は、被災状況に応じて最善の経路を選択する。



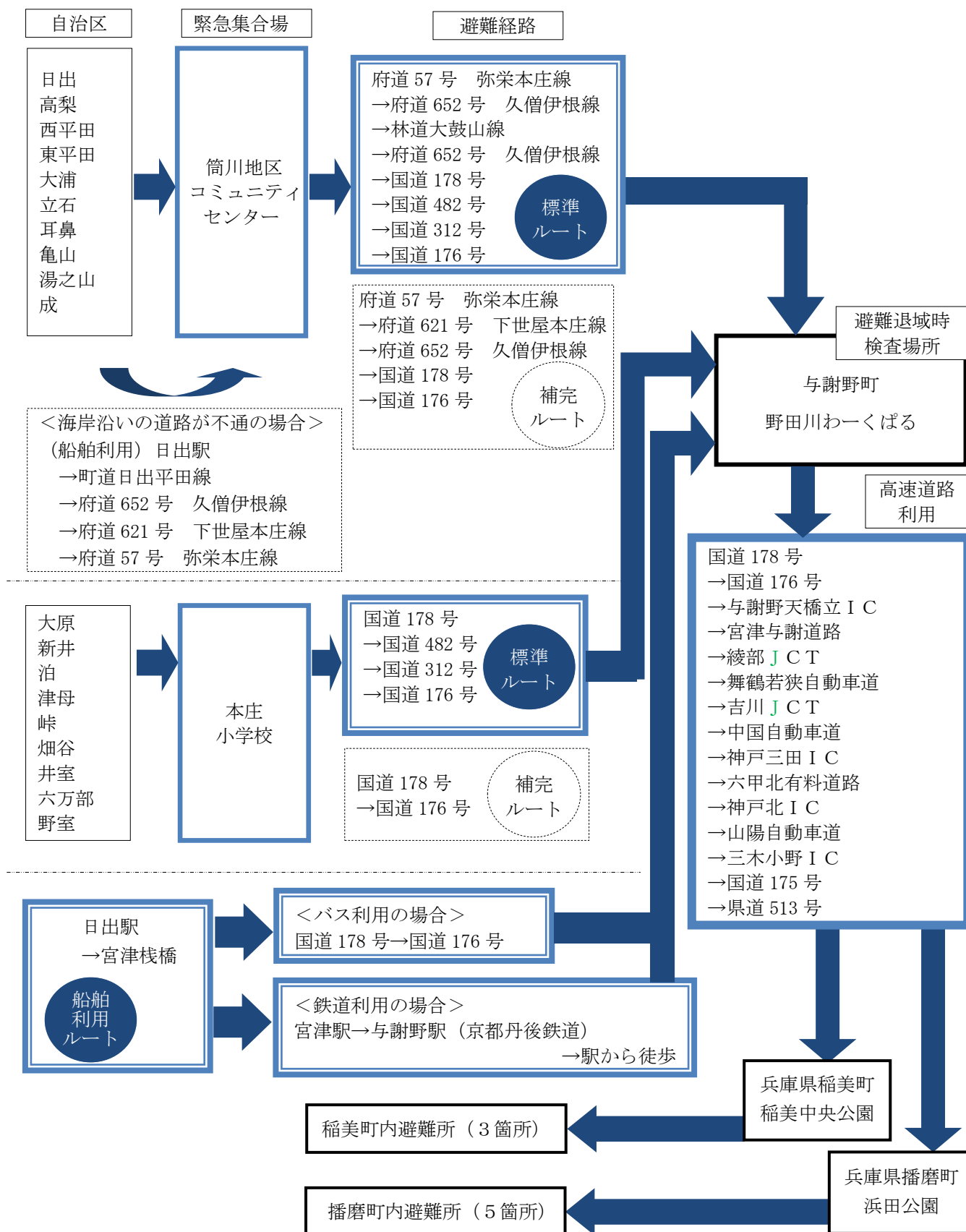
※補完ルートは、何らかの事象によって標準ルートが通行不可能な場合の代替ルート

精華町方面（南方）への避難（輸送）経路図



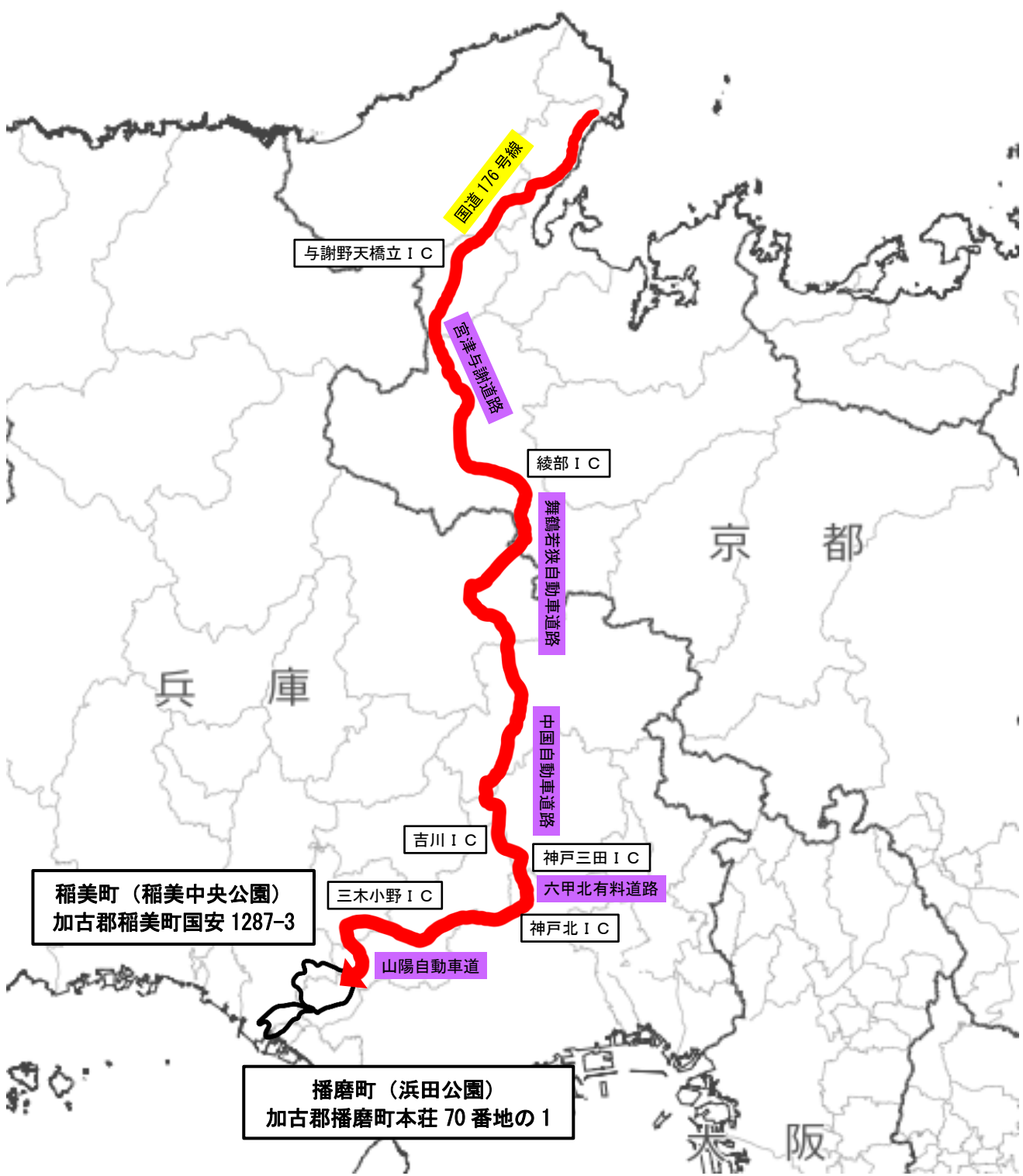
(3) 府外方面（兵庫県南部）への避難（輸送）経路

兵庫県南部方面への避難（輸送）経路は、被災状況に応じて最善の経路を選択する。



※補完ルートは、何らかの事象によって標準ルートが通行不可能な場合の代替ルート

府外（兵庫県南部）方面への避難（輸送）経路図



凡 例	
	避難経路

5-6 保育所、学校施設からの輸送

在校園中において原子力災害が発生し「避難指示」が出されたときは、各保育所、小・中学校と連絡調整の上、園児、児童生徒及び学校関係者を一旦、避難所までバス輸送を行い、その後、状況に応じて、緊急集合場所、避難所で保護者に引き渡す。

5-7 避難の誘導・確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了の確認は、下記の要領によるものとする。

(1) 避難誘導時の警察、消防との連携

町原子力災害対策本部は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で、宮津警察署と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象地域の確認等を調整するとともに、宮津与謝消防署（橋北分署）に対して、避難対象地域の避難指示巡回広報を依頼する。

(2) 避難誘導時の地域、消防団との連携

町原子力災害対策本部は、避難対象地域の緊急集合場所へ町原子力災害対策本部職員を派遣し、対象地域の区長及び消防団員と連携し、バス避難の住民と自家用車避難の住民を確認するとともに、バス乗車の氏名、世帯構成等の人員を確認する。

(3) 自家用車での避難（個別避難）についての対応

町は、平常時から自治区ごとの避難方法と緊急集合場所の周知徹底を図る。

避難所を見直した際は速やかに当該自治区の住民に周知を行う。

また、自家用車で避難する住民が多数想定されるため、緊急集合場所等の近隣での駐車場を事前に確保しておく。

町原子力災害対策本部から避難指示が発令された段階で、自家用車で避難する住民は緊急集合場所に集合し、当該区長へ氏名、世帯人数を申し出るとともに、本町の用意した車両（バス等）とともに避難所へ避難する。

(4) 避難対象地域の避難完了の確認方法

町原子力災害対策本部職員と消防団が班を編成し、戸別訪問の上、一戸ずつ確認する。

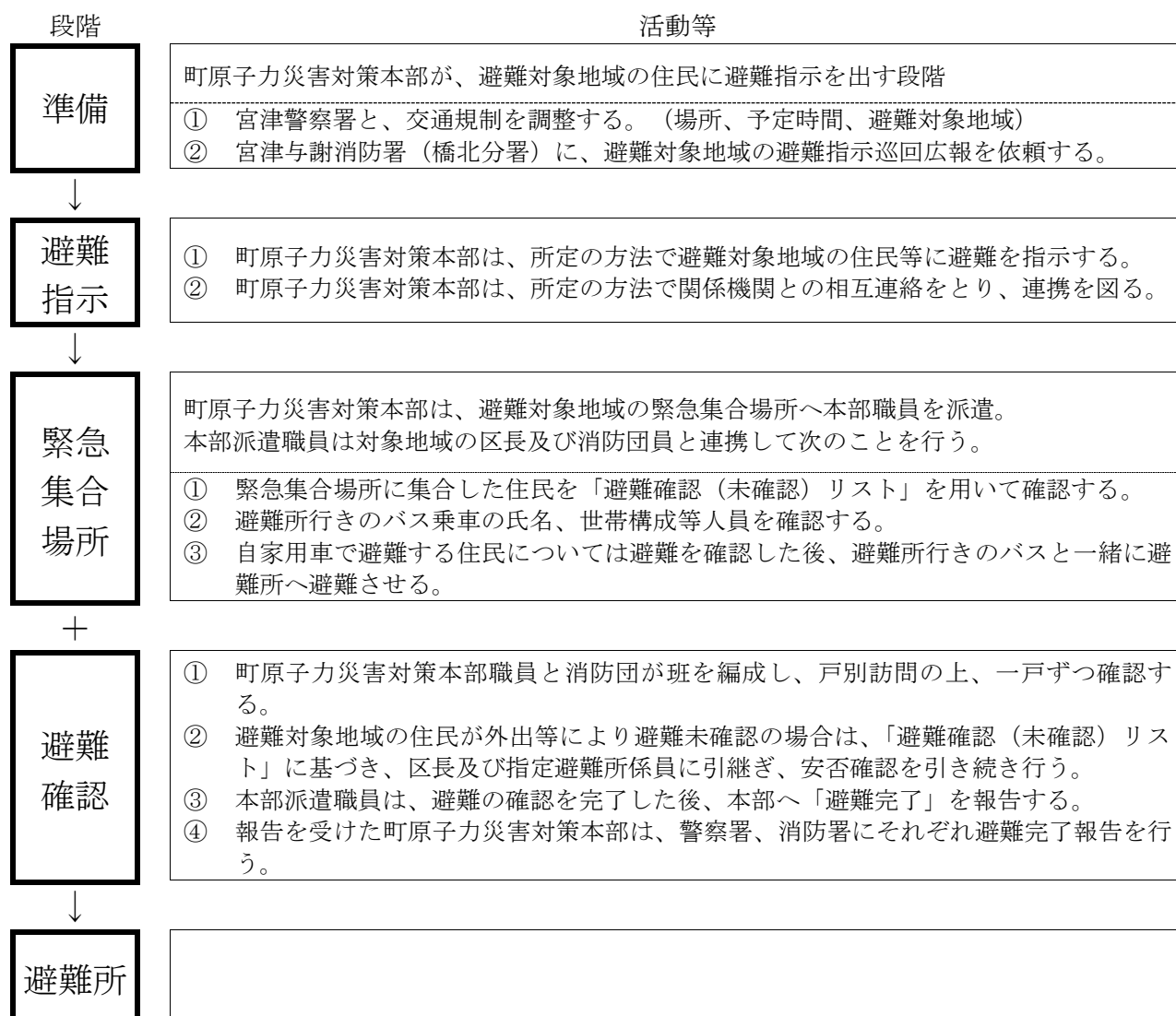
なお、避難対象地域の住民が外出等により避難未確認の場合は、「避難確認（未確認）リスト」に基づき、区長及び指定避難所係員に引き継ぎ、安否確認を引き続き行う。

(5) 避難完了の報告

町原子力災害対策本部職員は、避難の確認を完了した後、本部へ「避難完了」を報告する。

報告を受けた町原子力災害対策本部は、警察署、消防署にそれぞれ避難完了報告を行う。

(避難の誘導・確認フロー)



5-8 町外への避難方法、避難先

町外へ避難する場合、京丹後市及び精華町並びに兵庫県稲美町及び播磨町と調整のうえ、具体的な避難先を決定する。

6 災害時要配慮者に対する避難支援等

- 6-1 在宅要配慮者の避難
- 6-2 在宅要配慮者の状況
- 6-3 外国人に対する避難支援
- 6-4 災害時要配慮者施設の避難体制

6-1 在宅要配慮者の避難

(1) 情報共有機関及び避難協力機関

- ・宮津与謝消防署（橋北分署）
- ・伊根町消防団
- ・宮津警察署
- ・伊根町社会福祉協議会
- ・伊根町民生児童委員協議会
- ・各自治会

(2) 在宅要配慮者の避難支援体制

「伊根町災害時要配慮者避難支援プラン」に基づき、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、要配慮者の避難を支援する。

特に、在宅の要配慮者の避難誘導は、その時の状況や要配慮者の状態によって柔軟に対応する必要があることから、町原子力災害対策本部が避難指示を出す段階で、住民生活部は、輸送計画を担当する総務部と調整し、また、情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な人員や車両（バス等）の確保に努める。

なお、在宅の要配慮者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則とする。

(3) 在宅要配慮者の避難施設（福祉避難所）

町内でU P Z（30 km）圏外の福祉避難所は次のとおり。

避難所	収容人数	所在地	電話番号
伊根町国民健康保険 伊根診療所本庄分院		伊根町字本庄上 1019- 1	33-0413

（令和8年4月1日）

6-2 在宅要配慮者の状況

災害時要配慮者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「障がい者トイレが必要」、「認知証による理解が苦手」など、多様なケースがあるため、指定する避難所での長期的な生活が困難なケースも予想される。

このようなケースでは、住民生活部は要配慮者のニーズに合わせて、福祉避難所の開設や社会福祉施設等と調整し、要配慮者の避難生活を支援する。

なお、在宅要配慮者の地区別の世帯及び人数の状況は別表（次頁）のとおり。

6-3 外国人に対する避難支援

日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、身ぶり、手ぶりによるコミュニケーションを図り、孤立させないよう配慮する必要がある。

また、避難情報については、多言語による情報提供が必要な場合も想定されることから、外国人向けの避難誘導マニュアルを作成する。

6-4 災害時要配慮者施設の避難体制

(1) 災害時要配慮者施設の状況

町内の災害時要配慮者施設は7箇所ある。そのうち、特別養護老人ホーム長寿苑、ホームケアハウス福寿荘、伊根デイサービスセンター、そして伊根町総合保健施設と国民健康保険伊根は、それぞれ併設されている。

施設	入所者数 (定員)	所在地	電話番号	備考
特別養護老人ホーム 長寿苑	30 人	伊根町字六万部 154	32-1280	U P Z 圏内
軽費老人ホームケアハウス 福寿荘	—			
伊根デイサービスセンター	—			
小規模多機能型居宅介護事業所 おきなぎの家	18 人	伊根町字平田 151- 1	32-3456	U P Z 圏内
地域密着型通所介護デイサービス 楓	—	伊根町字大原 494	45-1492	U P Z 圏内
伊根町総合保健施設	—	伊根町字日出 646	32-3031	U P Z 圏内
伊根町国民健康保険伊根診療所	—		32-0007	
伊根町国民健康保険伊根診療所 本庄分院	—	伊根町字本庄上 1019- 1	33-0114	U P Z 圏外

(令和8年1月1日)

(2) 災害時要配慮者施設の避難

施設入居者の避難方法、避難先（受入先）について、本町が関係機関と別途調整し、別に定める「伊根町災害時要配慮者施設避難計画（仮称）」により定める。

(別表) 災害時要配慮者世帯及び人数

番号	自治区	世帯数	人数	移送担当	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

(令和8年1月1日)

7 避難計画上の保育施設、学校施設

- 7-1 保育施設の避難先
- 7-2 教育施設の避難先
- 7-3 学校等関係者の対応
- 7-4 放課後児童クラブ時の避難行動

7-1 保育施設の避難先

番号	施設名	保育状況	所在地	電話番号	避難先（所）
1	伊根町立 伊根保育園	1～5歳児	伊根町字亀島 780 の 3	0772-32-0103	筒川コミュニティ センター
2	伊根町立 本庄保育所	2～5歳児	伊根町字本庄浜 92	0772-33-0950	本庄小学校

（令和8年4月1日現在）

7-2 教育施設の避難先

番号	施設名	所在地	電話番号	避難先（所）
1	伊根町立 伊根小学校	伊根町字平田 426	0772-32-0019	筒川地区コミュニティセンター
2	伊根町立 本庄小学校	伊根町字本庄浜 68	0772-33-0701	本庄小学校
3	伊根町立 伊根中学校	伊根町字平田 430	0772-32-0049	筒川地区コミュニティセンター

（令和8年4月1日現在）

7-3 学校等関係者の対応

原子力発電所の異常事態（事故等）により、影響が想定されるとき、保育所、各小中学校の具体的対応は次のとおりとする。

なお、在校園中において、原子力災害が発生した場合、保育所長、各小中学校の校長は、町原子力災害対策本部からの情報提供と指示に基づき、園児、児童生徒及び教職員の安全確保を図るため、教職員への事故状況の周知徹底、園児、児童生徒数の確認、保護者への連絡等を優先して行う。

特に、町原子力災害対策本部から屋内退避等の指示があった場合は、所長、学校長は、園児、児童生徒及び教職員を校舎から外出させない措置をとり、町原子力災害対策本部へ状況報告の上、園児、児童生徒の帰宅は、別に指示あるまで保育所、各学校で待機させる。

園児、児童生徒が在宅中の場合は、自宅、地域の避難行動をとる。

（１）施設敷地内緊急事態発生 of 通報が本町にあったとき

- ・災害対策体制の設置及び町原子力災害対策本部からの情報伝達を行う。
- ・園児、児童生徒及び教職員など関係者の確認を行う。
- ・保護者連絡を除き、緊急でない電話の通話は控える。
- ・行政情報配信システム「いねばん」、テレビ、ラジオ、インターネット等による情報を収集する。
- ・状況に応じて、本町との連絡調整し、保護者に迎えを依頼の上、保育所長、各小中学校の校長は、園児、児童生徒を帰宅させる措置をとる。

（２）「屋内退避」の指示があったとき

- ・教室などの校舎内に退避させる。
- ・洗顔、うがい、手洗いをを行う。
- ・ドア、窓は閉め、換気扇は止める。
- ・園児、児童生徒及び教職員等の安否及び屋内退避完了を確認する。
- ・保護者に連絡する。
- ・状況に応じて、町原子力災害対策本部との連絡調整し、保護者に連絡の上、バス下校による自宅退避に移行する。

（３）「避難指示」があったとき

- ・町原子力災害対策本部から避難指示を連絡する。
- ・町原子力災害対策本部が手配したバス等に乗車させ、各保育所・学校ごとに避難所へ輸送する。
- ・マスク、帽子、上着等を着用し、肌の露出が極力ないように、園児、児童生徒及び教職員等に指示する。
- ・園児、児童生徒及び教職員等の安否及び避難完了を確認する。
- ・状況に応じて、緊急集合場所、避難所で保護者に引き渡す。

7-4 放課後児童クラブ時の避難行動

放課後児童クラブ開所中に、原子力発電所の異常事態（事故等）により、影響が想定されるときは、速やかに保護者と連絡をとって引き渡す体制を検討する。

8 医療体制の確保

- 8-1 初期被ばく医療
- 8-2 救護所の開設
- 8-3 スクリーニングの実施

「京都府緊急被ばく医療マニュアル【暫定版】」に基づき、次のとおり対応する。

8-1 初期被ばく医療

避難時の緊急時モニタリングによる測定結果により、被ばくの可能性があると判断される住民に対して、指定された被ばく医療機関に搬送するものとする。

京都府丹後医療圏内の初期被ばく医療機関

番号	医療機関	所在地	連絡先
1	京都府立医科大学付属 北部医療センター	与謝郡与謝野町字男山 481	0772-46-3371
2	財団法人丹後中央病院	京丹後市峰山町字杉谷 158- 1	0772-62-0791
3	京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町字溝谷 3452- 1	0772-65-2003
4	京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161	0772-82-1500

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

8-2 救護所の開設

(1) 初動期

京都府丹後保健所と連携し、避難所に避難されてきた住民のために、救護所を設置し、住民の登録、スクリーニング、簡易な除染、行動調査及び説明を行い、放射線被ばくと放射性物質による汚染の有無を調べ、医療機関への搬送決定等を行う。

なお、原則として避難者全員に救護所の通過を義務付け、その設置場所、実施体制は、別途、京都府等の指示を受けるものとする。

(2) 安定期

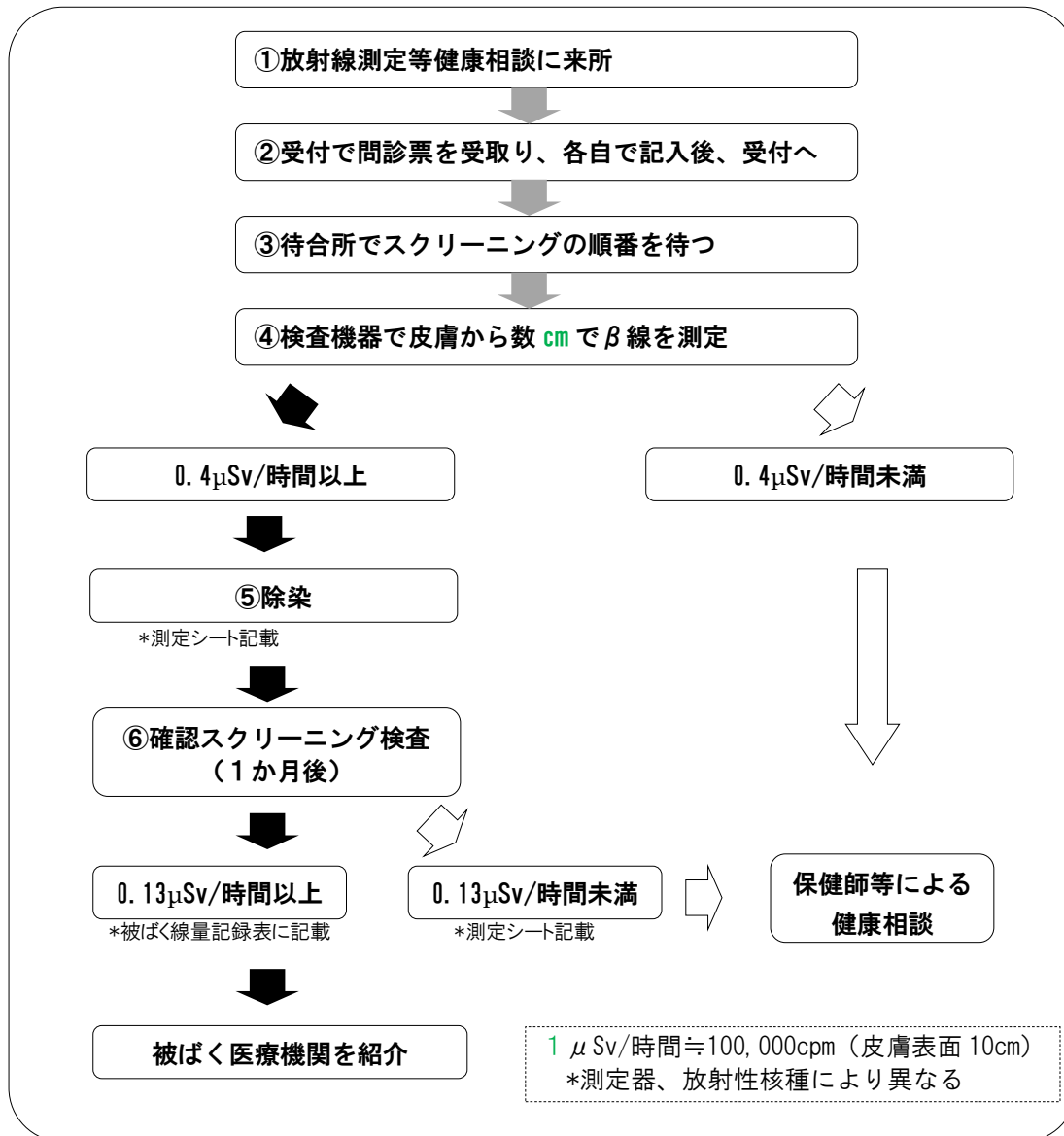
継続した治療が必要な住民や、日常から常備薬を服用している住民について、各避難所で避難所担当職員が確認を行い、住民生活部がとりまとめの上、与謝医師会の協力を得て、避難所の巡回検診の実施や各医療診察機関と連携し、医師の診察を受ける環境を整えるものとする。

また、京都府丹後保健所と連携の下、保健師を各避難所に派遣し、避難者の健康管理やストレスケアを行う。

8-3 スクリーニングの実施

原子力災害の際に放射性物質による汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所（避難所）において国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物質が付着しているもののふり分け（スクリーニング）を実施する。

（放射線測定（スクリーニング）の流れ）



9 住民避難誘導体制

9-1 住民避難誘導体制

9-2 避難誘導の際の確認事項

9-1 住民避難誘導体制

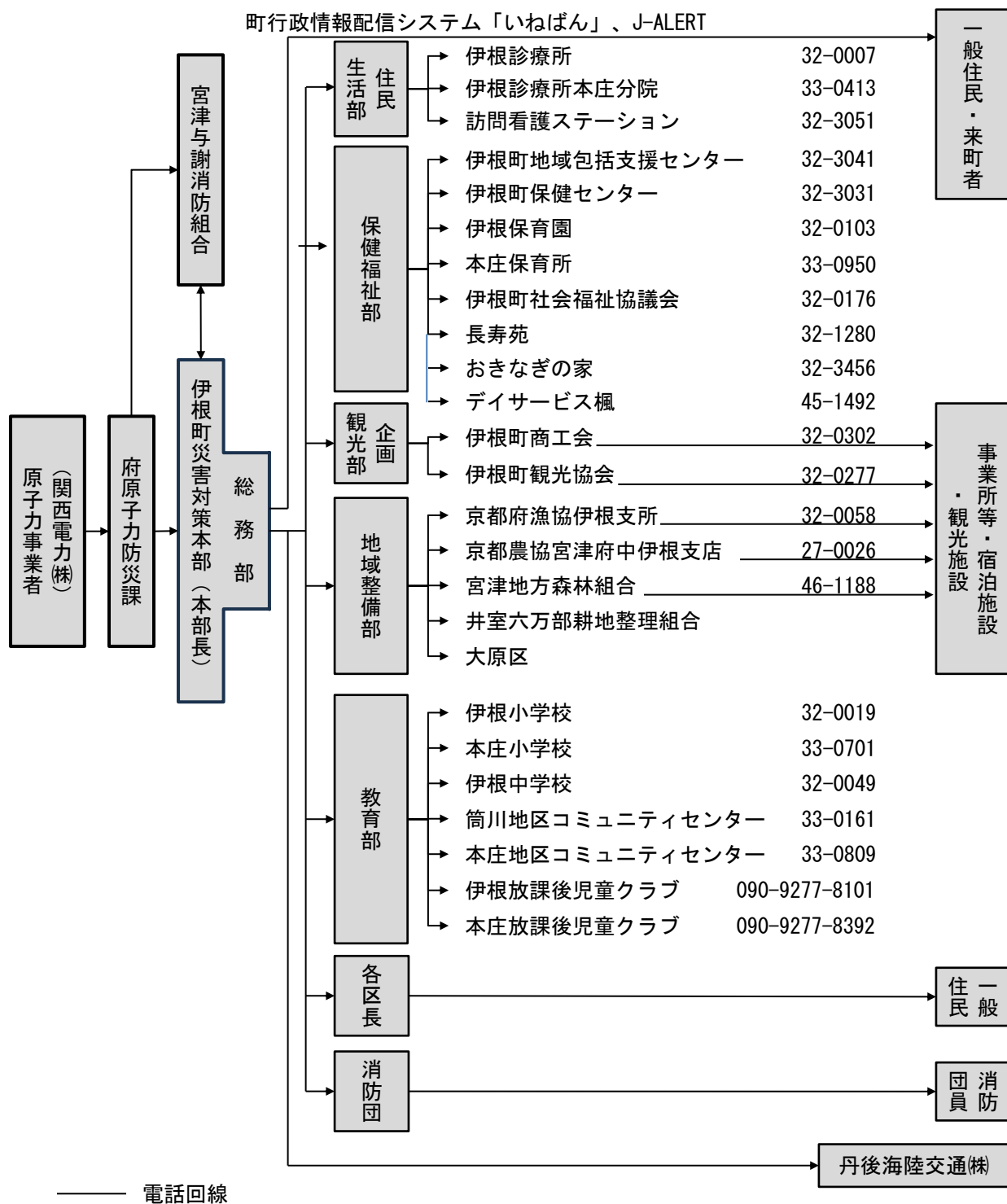
原子力発電所の事故により、伊根町長が災害対策基本法第 60 条（資料編 11-9 に条文掲載）に基づき、避難対象地域に避難指示を発令した場合、町原子力災害対策本部は速やかに住民避難誘導体制をとるものとする。

具体的な体制は別表 1 及び別表 2（次頁から）のとおり。

9-2 避難誘導の際の確認事項

- （１）町原子力災害対策本部から各区長への避難指示の連絡は、情報の錯綜、混乱を避けるため、総務部を窓口とする。
- （２）避難地域の住民を避難させるためにバス等を当該地域に派遣する場合、住民生活部は、事前に総務部と調整し、在宅の要配慮者の状況を把握しておく。
- （３）住民生活部は、避難地域の在宅要配慮者を安全に避難させるため、各区長との連絡を密にして、消防団、社会福祉協議会などに避難支援を依頼する。
- （４）現地へ派遣された担当職員は、避難指示の区域に住民が残っていないかを、区長や消防団と連携して確認する。

(別表 1) 住民避難誘導体制



(別表2) 伊根町原子力災害対策本部各部の避難誘導にかかる事務分掌

【本部長】町長 【副本部長】副町長

部名	部長担当職	事務分掌
総務部	総務課長	1 伊根町原子力災害対策本部の設置及び職員動員計画の作成 2 職員動員状況の把握 3 避難対象地域へ職員派遣、避難完了確認 4 町行政情報配信システム「いねばん」の放送 5 町ホームページ掲載（災害状況、避難状況等） 6 報道機関への対応 7 広報車による避難広報巡回 8 京都府、宮津警察署、宮津与謝消防組合等関係機関との連絡調整 9 事故等の情報収集 10 オフサイトセンターとの連絡調整、職員派遣 11 関西電力(株)との連絡調整、職員派遣 12 消防団への避難誘導要請 13 避難輸送計画の作成及びバス等の派遣 14 輸送交通機関との連絡調整 15 住民福祉部との調整（災害時要配慮者対策） 16 避難所開設及び避難所担当職員の割振り 17 関係団体との連絡調整 18 避難所開設に係る必要物資の確保 19
住民生活部	住民生活課長	1 在宅災害時要配慮者への避難支援及び状況確認 2 災害時要配慮者施設避難計画の作成 3 災害時要配慮者施設への避難指示及び連絡調整 4 各保育所への連絡、指示 5 町社会福祉協議会へ災害ボランティア要請準備 6 緊急時医療体制の確認、医療機関との連絡調整 7 京都府との連絡調整による救護所設置 8 医師会との連絡調整による住民の健康管理 9 京都府との連絡調整による緊急時モニタリングの実施体制の整備 10 犬、猫等ペットに対する対処指導 11 京都府福祉、医療、環境部局との連絡調整 12 救援物質、食料、生活必需品の確保 13 避難所への必要物資輸送 14 スクリーニング
地域整備部	地域整備課長	1 国道、府道の通行規制等情報収集 2 宮津警察署との調整による町道通行止措置 3 避難所での給水場所の設置 4 仮設住宅建設計画の作成 5 仮設住宅建設時の上下水道整備 6 農作物の移動制限の対処 7 家畜等の対処指導 8 食料の確保 9 観光施設等の対処指導並びに観光客の対応

部名	部長担当職	事務分掌
教育部	教 育 長	1 小中学校との連絡調整 2 避難所開設準備（総務部と合同調整） 3 学校施設の使用禁止措置 4 京都府教育委員会との連絡調整 5 避難児童生徒の把握及び教育環境の確保 6 放課後児童クラブの対応
出納部	出 納 室 長	1 避難誘導車の確保及び避難誘導 2 会計に関すること 3 広報車による避難広報巡回応援
消防部	消 防 団 長	1 避難対象地域の住民避難誘導 2 避難広報の巡回

※1 上記の事務分掌は、部単位でとりまとめているため、各課は部長等の指示により、柔軟かつ横断的に対応するものとする。

10 住民行動

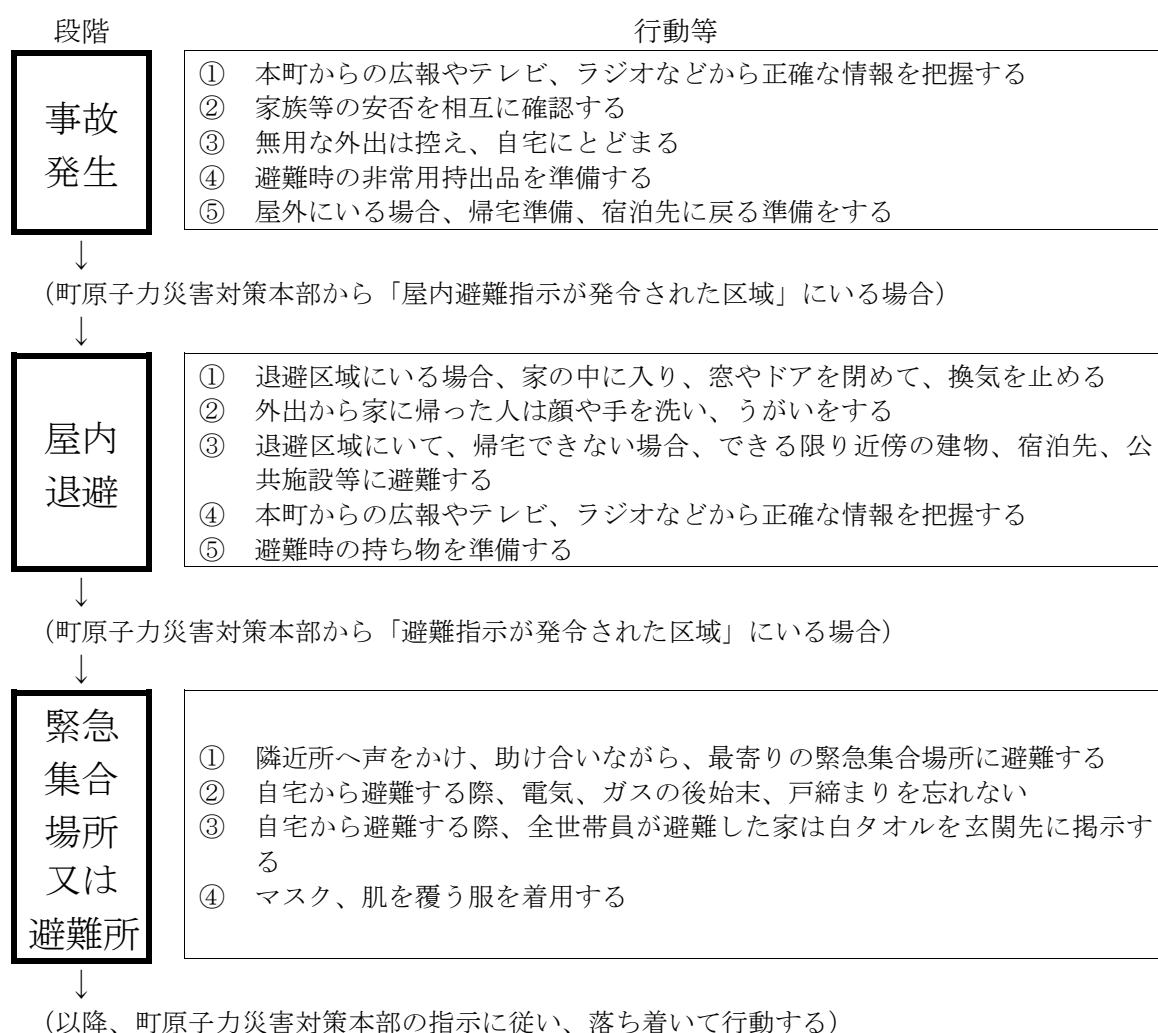
10-1 避難対象地域の住民の避難フロー

10-2 避難対象地域外の住民避難

10-3 安定ヨウ素剤の服用

10-1 避難対象地域の住民の避難フロー

避難対象地域の住民の避難フローは以下のとおりです。



10-2 避難対象地域外の住民避難

避難対象地域（UPZ外）にいる妊婦や乳幼児を有する家庭を対象に、健康相談所を開設し、保健師による健康相談を実施する。

なお、健康相談の結果、避難が必要と判断された場合は、適切な避難行動を指示する。

（参考）非常時持出品の例

分類	番号	チェック	持出品
貴重品	1	☐	現金、預金通帳、印鑑、証書 等
	2	☐	免許証、健康保険証等（コピー可）
	3	☐	外国人登録証、パスポート、住民票、マイナンバーカード 等
医薬品	4	☐	常備薬、持病薬 等
非常食	5	☐	飲料水
	6	☐	食料品（缶詰、レトルト食品等）
衣類等	7	☐	衣料品
	8	☐	ヘルメット・帽子
	9	☐	軍手・手袋
	10	☐	サバイバルブランケット、レジャーシート
情報機器	11	☐	ラジオ、電池等
	12	☐	携帯電話、携帯充電器
照明器具	13	☐	ライター
	14	☐	懐中電灯
衛生品等	15	☐	赤ちゃん用品（おむつ、ミルク、哺乳びん、母子手帳等）
	16	☐	コンタクトレンズ、保存液
	17	☐	簡易トイレ、トイレットペーパー、ウェットティッシュ
	18	☐	生理用品
その他	19	☐	万能はさみ、筆記用具
		☐	

10-3 安定ヨウ素剤の服用

（１）UPZ内の住民

①放射性物質の放出前「全面緊急事態」段階

屋内退避の実施と合わせて、「安定ヨウ素剤」の服用の準備を行う。

②放射性物質の放出後

- ・汚染範囲の特定がされ、O I L 1 超（ $500 \mu\text{Sv/h}$ ）の場合には、国の指示を受け、1 日以内に避難の実施とともに安定ヨウ素剤の予防服用を行う。
- ・汚染範囲の特定がされ、O I L 2 超（ $20 \mu\text{Sv/h}$ ）の場合には、同じく国の指示を受け、1 週間以内に一時移転の実施とともに安定ヨウ素剤の予防服用を行う。

（２）UPZ外の住民

①放射性物質の放出後

- ・汚染範囲の特定がされ、O I L 2 超（ $20 \mu\text{Sv/h}$ ）の場合には、国の指示を受け、1 週間以内に一時移転の実施とともに安定ヨウ素剤の予防服用を行う。

11 資料編

- 11-1 コンクリート屋内退避候補公共施設
- 11-2 関係機関連絡先一覧
- 11-3 町内の宿泊施設一覧
- 11-4 避難時の輸送車両一覧
- 11-5 町内の医療診療施設一覧
- 11-6 町内の高齢者施設
- 11-7 町内の障がい者施設
- 11-8 避難確認（未確認）リスト
- 11-9 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋
- 11-10 放射能の基礎知識
- 11-11 用語等の定義・説明

11-1 コンクリート屋内退避候補公共施設

施設名	所在地	延床面積（㎡）	備考
伊根町立伊根小学校	伊根町字平田 426-2	1,673.75	
伊根町立伊根中学校	伊根町字平田 430 番地	1,401.85	
伊根町立本庄小学校	伊根町字本庄浜 68	1,907.95	

（令和8年4月1日現在）

※1 放射性物質による被ばくをより低減するため、「屋内退避」からさらに大きい遮へい及び気密効果が期待できる「コンクリート屋内退避」が有効であることから、緊急時モニタリングによる測定結果が比較的高い場合で、避難する時間的な余裕がないときに活用を検討する。

11-2 関係機関連絡先一覧

(1) 伊根町

名称	所在地	連絡先
伊根町役場	伊根町字日出 651	0772-32-0501 (代表)

(令和8年4月1日現在)

(2) 京都府

名称	所在地	連絡先
丹後広域振興局 地域連携・振興部 総務防災課	京丹後市峰山町丹波 855	0772-62-4340 (代表)
丹後広域振興局 宮津地域総務防災課	京都府宮津市字吉原 2586- 2	0772-22-2700 (代表)
丹後保健所	京丹後市峰山町丹波 855	0772-62-4312 (代表)
丹後土木事務所	京都府宮津市字吉原 2586- 2	0772-22-3244 (代表)
危機管理部 原子力防災課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ 内町	075-414-4473
総合政策環境部 環境管理課		075-414-4709

(令和8年4月1日現在)

(3) 警察・消防機関

名称	所在地	連絡先
京都府宮津警察署	宮津市鶴賀 2151	0772-25-0110
京都府宮津警察署 伊根駐在所	伊根町字平田 93-14	0772-32-0101
朝妻駐在所	伊根町字井室 192- 2	0772-32-0105
本庄駐在所	伊根町字本庄上 1018	0772-32-0112
筒川駐在所	伊根町字本坂 362- 5	0772-32-0132
宮津与謝消防組合	宮津市字須津 413-26	0772-46-6119 (代表)
宮津与謝消防署 橋北分署	伊根町字日出 576	0772-46-1197

(令和8年4月1日現在)

11-3 町内の宿泊施設一覧

	施設名	所在地		連絡先
		郵便番号	住所	
1	舟屋民宿 潮音	626-0425	伊根町日出 461- 1	090-3034-3118
2	伊根の舟屋 雅別邸	626-0425	伊根町日出 464	0772-45-1811
3	①旅籠油屋（母屋）	同上		
4	②旅籠油屋 はなれ（母家）	同上		
5	③閑雅-Kanga-（舟屋）	同上		
6	④古雅-Koga-（舟屋）	同上		
7	⑤典雅-Tenga-（舟屋）	同上		
8	⑥清雅-Seiga-（舟屋）	同上		
9	舟屋の宿 和光	626-0424	伊根町亀島 276- 1	090-1592-9395
10	舟屋の宿 あめや	626-0424	伊根町亀島 305	0772-32-0017
11	海辺の宿 かもめ	626-0423	伊根町平田 19	0772-32-0025
12	舟屋の宿 あうら	626-0423	伊根町平田 56	0772-32-0067
13	伊根の宿 くじら	626-0423	伊根町平田 73	080-9872-2834
14	舟宿 壱	626-0423	伊根町平田 82	0772-47-9308
15	海蔵寺 宿坊 櫻海	626-0423	伊根町平田 102	0772-32-0417
16	伊根の舟宿 大平荘	626-0423	伊根町平田 118	090-2112-7650
17	CAFE & BB guri	626-0423	伊根町字平田 127	0772-45-1534
18	青海波	626-0423	伊根町平田 132	090-7752-5163
19	舟屋のお宿 汐の香	626-0423	伊根町字平田 133- 2	0772-32-0004
20	吉村屋	626-0423	伊根町平田 143- 1	0772-32-0062
21	WATER FRONT INN 与謝荘	626-0423	伊根町平田 507	0772-32-0278
22	伊根の舟屋 香雅	626-0423	伊根町平田 541	0772-32-0280
23	伊根の舟屋 風雅	626-0423	伊根町平田 546	0772-32-0280
24	伊根ステイときわ	626-0423	伊根町平田 538	0772-32-0277
25	伊根舟屋ステイ 海風	626-0423	伊根町平田 550	0772-32-0277
26	伊根の舟屋 雅	626-0423	伊根町平田 552	0772-32-0280
27	伊根海宿 舟音	626-0423	伊根町平田 610- 9	090-3992-7972
28	舟屋の宿 倉忠	626-0424	伊根町字亀島 804	0772-32-0532
29	舟屋の宿 ながはま	626-0424	伊根町字亀島 819- 1	0772-32-0277
30	漁師の宿 あっちゃん	626-0424	伊根町亀島 827- 1	090-8790-3270
31	RAKU by FUNAYA 蔵	626-0424	伊根町字亀島 834	0772-32-0815
32	FUNAYA 蔵	626-0424	伊根町字亀島 863- 1	0772-32-0815
33	舟屋の宿 鍵屋	626-0424	伊根町字亀島 864	0772-32-0356
34	伊根えびすや千歳	626-0424	伊根町亀島 896	0772-22-1313
35	舟屋の宿 まるいち	626-0424	伊根町亀島 940	0772-32-0608
36	伊根かんじゃの宿 八木	626-0424	伊根町字亀島 1005	090-9715-0828
37	舟屋の宿鍵屋 別館おふくわけ	626-0424	伊根町字亀島 1019- 1	090-9362-1682
38	ドギーズリゾート伊根温泉	626-0414	伊根町字六万部 465- 8	0772-45-1311
39	伊根温泉郷 オートキャンプ場	626-0414	伊根町六万部 465- 1	0772-45-1311
40	おしのびの宿 大吉	626-0414	伊根町六万部 12-95	070-3772-7209
41	裳香庵	626-0413	伊根町字泊 12- 8	0772-32-0507
42	しばた荘	626-0413	伊根町泊 105	0772-32-0254

	施設名	所在地		連絡先
		郵便番号	住所	
43	油屋本館	626-0412	伊根町津母 57	0772-32-0972
44	油屋別館 和亭	626-0412	伊根町字津母 570	0772-32-0306
45	玄か	626-0405	伊根町本庄上 288- 5	050-1355-0255
46	港屋	626-0403	伊根町本庄浜 932	0772-33-0407
47	もりたさんち	626-0403	伊根町字本庄浜 1397	090-7965-1066

(令和 6 年 9 月 30 日現在)

11-4 避難時の輸送車両一覧

番号	所有者	乗車人数	台数	輸送人員	備考
1	公用車（マイクロバス）		1	27	主に 75 歳以上高齢者の緊急 集合場所への移動に使用
2	公用車（ワゴン車）		2	15	
3	公用車（普通車）		21	—	避難先導に使用
4	スクールバス		3	43	小中学校避難に使用

(令和 8 年 1 月 1 日現在)

11-5 町内の医療診療施設一覧

番号	所有者	所在地	連絡先
1	伊根町国民健康保険 伊根診療所	伊根町字日出 646	0772-32-3051
2	伊根町訪問看護ステーション		0772-32-0007
3	伊根町国民健康保険 伊根診療所本庄分院	伊根町字本庄上 1019- 1	0772-33-0413

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

11-6 町内の高齢者施設

番号	施設	定員 (登録人数)	所在地	連絡先
1	特別養護老人ホーム 長寿苑	30	伊根町字六万部 154	0772-32-1280
2	小規模多機能型居宅介護事業 所おきなぎの家	18	伊根町字平田 151- 1	0772-32-3456
3	伊根町老人福祉センター泊泉 苑	—	伊根町字泊 1 番地	0772-32-0176
4	地域密着型通所介護デイサー ビス楓	15	伊根町字大原 494	0772-45-1492

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

11-7 町内の障がい者施設

番号	施設	所在地	連絡先
1	伊根の里	伊根町字大原 145	0772-32-1424

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

11-8 避難確認（未確認）リスト

確認欄	確認日時	確認者	番号	自治区	氏名	ふりがな	性別	年齢	住所	世帯主
○	10/30 13:00	清川	1	(例) 日出	伊根 二郎	いね じろう	男	62		伊根 太郎
			1							
			2							
			3							
			4							
			5							
			6							
			7							
			8							
			9							
			10							
			11							
			12							
			13							
			14							
			15							
			16							
			17							
			18							
			19							
			20							

※リストは自治区ごとに事前作成と定期的な更新を行うこと

11-9 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋

◆災害対策基本法第5条第1項「市町村の責務」

第五条 市町村は、基本的理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

◆原子力災害対策特別措置法第5条「地方公共団体の責務」

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。
(注：災害対策基本法第四条第一項は都道府県の地域防災計画、第五条第一項は上記参照)

◆原子力災害対策特別措置法第10条「原子力防災管理者の通報義務等」

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

◆原子力災害対策特別措置法第15条「原子力緊急事態宣言」

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

- 一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
 - 二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。
- 一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
 - 二 原子力緊急事態の概要
 - 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。
 - 一 原子力災害事後対策を実施すべき区域
 - 二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

◆災害対策基本法第 60 条「市町村長の避難の指示等」

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

11-10 放射線の基礎知識

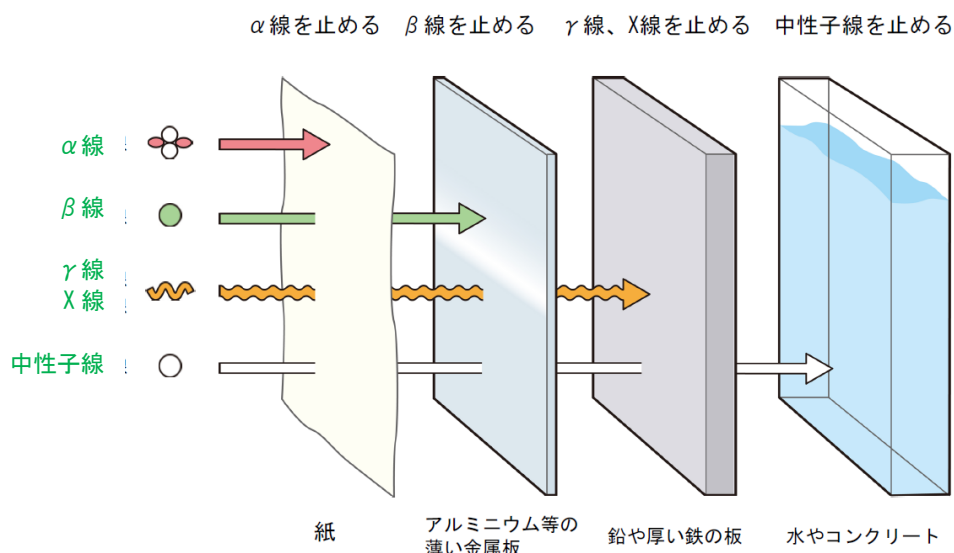
(1) 放射線

「放射線」は物質を透過する力を持った光線に似たもので、 α 線、 β 線、 γ 線、X線、中性子線などがある。

放射線はこれら種類によって物を通り抜ける力が違いますので、それぞれ異なる物質で遮ることができる。

(参考) 放射線の種類と透過力

種類	透過力
α 線	放射線の中でも重い粒子で、空気中では数センチメートルしか飛ぶことができず、わずか紙1枚で遮ることができる。
β 線	ベータ線も透過力は弱く、アルミ板などの薄金属板で止めることができる。
γ 線、X線	電磁波なので透過力は強い方だが、鉛や厚い鉄板で止めることができる。
中性子線	鉛や鉄も突き抜けるが、水やコンクリートで止めることができる。



出典：資源エネルギー庁「原子力 2010」

(2) 放射能

放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質のことを「放射性物質」という。懐中電灯に例えると、光が放射線、懐中電灯が放射性物質、光を出す能力が放射能に当たる。

(3) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。

これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

被ばくの経路	概要
外部被ばく	人間が体の外から放射線を受ける形式のことをいい、天然や人工の放射性物質から出る放射線、宇宙の恒星や超新星の活動が原因で発生する放射線を体の外から被ばくを受けること。
内部被ばく	放射性物質が鼻腔や口あるいは創部を介して、体内に取り込まれ、放射性物質が沈着した組織や臓器を被ばくさせること。 ○放射性物質が体内に残存する期間、被ばくは継続する。 ○摂取経路（吸入、経口等）により、被ばく状況が異なる。 ○線量が直読できない。 測定日以前の被ばく線量が直接評価できない。 摂取日、摂取経路（吸入、経口など）、核種、物質の特性等の情報が必要。

(4) 放射線や放射能の単位

放射能の強さや放射線の影響を表す主な単位は以下のとおり。

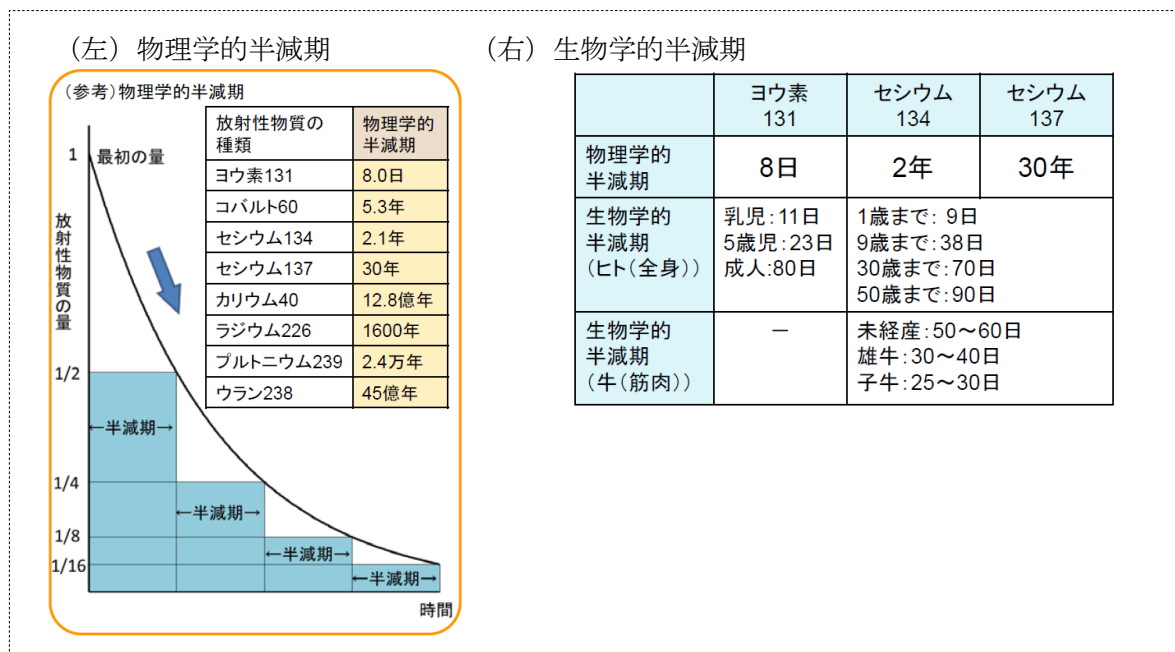
種類	単位	概要
放射能の強さ	ベクレル[Bq]	物質中の放射性物質がもつ放射能の強さを表す単位 (放射性核種の1秒間当たりの壊変数)
吸収線量	グレイ[Gy]	物体や人体の組織が受けた放射線の強さを表す単位 (物質1kgに1ジュールのエネルギーを与える放射線の量)
線量当量	シーベルト[Sv]	人が受けた放射線の健康への影響を表す単位 (吸収線量(グレイ)に生物学的効果比をかけた値) 1 Sv (シーベルト) =1,000mSv (ミリシーベルト) =1,000,000 μ Sv (マイクロシーベルト) 1 mSv (ミリシーベルト) =1,000 μ Sv (マイクロシーベルト)
照射線量	クーロン毎キログラム [C/kg]	放射線の照射の大きさを表現する単位 (空気1kgに1クーロンのイオン対を生成させる放射線の量)

(5) 放射線の特徴

それぞれの放射性物質には固有の半減期（ $1/2$ になる期間）があり、半減期には大きく「物理学的半減期」、「生物学的半減期」の2種類がある。

「物理学的半減期」は、放射性物質が、放射線を放出して別の原子核に変化し、半分に減るまでの期間をいう。

「生物学的半減期」は、体内にとりこまれた放射性物質が、代謝などにより体外に排出されることで半分に減るまでの期間をいう。



出典：農林水産省「放射性物質の基礎知識」

(6) 医療被ばく

X線などの放射線を利用した、健診・検診・診断・治療などの医療（放射線診療）に伴って受ける放射線被ばくを、医療被ばくという。

なお、医療被ばくは、がんなどの病気や骨折などを診断したり、治療したりするために必要なことから、他の被ばくのような線量限度は設けられていない。

(7) 実効線量

放射線の種類と性質、人体の組織や臓器の種類によって、人体が放射線を受けたときの影響は異なることを考慮して算出する放射線量を実効線量という。実効線量は、放射線の被ばく管理に用いる。

$$\text{実効線量} = \{\text{組織に吸収されたエネルギー（グレイ）} \times \text{放射線荷重係数} \times \text{組織荷重係数}\}$$

(参考) 人体の組織や臓器の実効線量

表 2 組織荷重係数^{※1}

器官・組織	組織荷重係数:W _T
生殖腺	0.20
骨髄(赤色)	0.12
結腸	0.12
肺	0.12
胃	0.12
膀胱	0.05
乳房	0.05
肝臓	0.05
食道	0.05
甲状腺	0.05
皮膚	0.01
骨表面	0.01
残りの器官・組織 ^{※2}	0.05
合計(全身)	1.00

※1 この係数は実効線量算出のためのもので、性、年齢に関係なく使用する。

※2 線量計算上「残りの組織」に取り上げられる器官・組織は:

副腎、脳、大腸(上部)、小腸、腎臓、筋肉、脾臓、脾臓、胸腺、子宮。これらの器官が特に大きい被ばくをした場合には各器官のWTの数値として0.025を用いる。これら以外の器官・組織については障害上問題となる場合は取り上げるが、通常はこれら以外の器官・組織が問題となることはない。

出典：一般財団法人 高度情報科学研究機構

11-11 原子力災害対策指針に定める防護措置等(防護措置実施フロ一)

	区域	放射性物質の放出前			放射性物質の放出後		
		警戒事態 (立地市町で震度6等)	施設敷地緊急事態 (外部電源喪失等)	全面緊急事態 (冷却機能喪失等)	ブルームの通過	放射性物質の流着	
PAZ	概ね5km	- 平常時モニタリングの強化→ - 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備→	- 緊急時モニタリングの実施→ - 施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施 - 住民(上記を除く。)の避難準備 - 安定ヨウ素剤の服用準備→ - 安定ヨウ素剤の服用指示	モニタリングポストによる測定	数時間内	1日以内	1週間以内
UPZ	概ね30km	平常時モニタリングの強化→	緊急時モニタリングの実施 (原則として防護措置実施単位ごとにモニタリングポストを設定して実施 (概ね5kmメッシュに固定ポストを設置))	- 緊急時モニタリングの実測値に基づき、防護措置の実施を判断 - 屋内退避の準備→ - 屋内退避の実施 (ブルーム対策としては屋内退避が効果的) - 安定ヨウ素剤の服用準備	汚染範囲の特定 OIL 1超 (500 μ Sv/h)	- 避難の実施 - 安定ヨウ素剤の予防服用 (国の指示を受けて服用)	- 一時移転の実施 - 安定ヨウ素剤の予防服用 (国の指示を受けて服用)
UPZ外	ブルームを正確に予測することは不可能	緊急時モニタリングの準備のための調整	- 緊急時モニタリングの準備 - 要援護者の受入れ - 避難準備への協力	- 緊急時モニタリングの実施 - 避難の受入れ - 屋内退避の注意喚起 → 屋内退避の実施 (プラントの状況悪化に応じて段階的に実施) (国が同心円状に自治体単位で範囲を設定)	汚染範囲の特定 OIL 2超 (20 μ Sv/h)	国が走行サーベイや航空機モニタリングを実施	- 一時移転の実施 - 安定ヨウ素剤の予防服用 (国の指示を受けて服用)

出典：「原子力災害に係る広域避難要領（京都府）」

11-12 用語等の定義・説明

用語等	定義・説明
原子力災害	原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害。 (原子力災害対策特別措置法第2条第1項)
原子力緊急事態	原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。
被ばく (外部被ばく、内部被ばく)	「外部被ばく」は、体外にある放射線源から放射線を受けること。 「内部被ばく」は、放射性物質を吸入、経口摂取等によって体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。
予防的防護措置を準備する区域（PAZ。Precautionary Action Zone）	緊急事態において、重篤な影響等を回避するため、直ちに避難を実施する等、放射性物質の放出前段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。区域の目安を「原子力施設から概ね半径5km」とする。
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ。Urgent Protective action planning Zone）	緊急事態において、確率的影響を実行可能な限り低減するため、緊急時防護措置を準備する区域のこと。区域の目安を「原子力施設から概ね半径30km」とする。
実効線量	臓器ごとに等価線量と組織加重係数をかけて、全身分を足しあわせたものを「実効線量」という。 実効線量は全身の平均的な影響を考慮した放射線量を表す。 (単位はSv（シーベルト）)
Sv（シーベルト） mSv（ミリシーベルト） μ Sv（マイクロシーベルト）	人体に及ぼす影響の大きさを計る放射線量の単位。 日本人が自然界から受ける放射線量は年間平均約1.5mSv（ミリシーベルト）程度。胸部レントゲンは0.3～1mSv（ミリシーベルト）程度。 単位は、1Sv（シーベルト）＝1,000mSv（ミリシーベルト）＝1,000,000 μ Sv（マイクロシーベルト）。 1mSv（ミリシーベルト）＝1,000 μ Sv（マイクロシーベルト）。
運用上の介入レベル（OIL。Operation Intervention Level）	環境への放射性物質の放出後、主に住民等の確率的影響の発生を低減するための防護措置を適切に実施するために設定する判断基準。環境において計測可能な値で表される。

出典：原子力災害対策指針、独立行政法人放射線医学総合研究所